

令和6年第1回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和6年3月 5日

閉会 令和6年3月26日

千早赤阪村議会

令和6年第1回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和6年3月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

4番 徳 丸 初 美

6番 田 村 陽

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1号 専決処分（令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第12号））の承認を求めることについて

日程第 5 議案第 2号 専決処分（令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算
（第13号））の承認を求めることについて

日程第 6 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 7 議案第 4号 千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止につ
いて

- 日程第 8 議案第 5 号 千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正について
- 日程第 9 議案第 6 号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 7 号 千早赤阪村手数料条例の改正について
- 日程第 11 議案第 8 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 12 議案第 9 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 13 議案第 10 号 千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 11 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 6 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 21 号 令和 6 年度千早赤阪村下水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 22 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 26 一般質問

午前１０時００分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は６名です。定足数に達していますので、令和６年第１回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 本日、令和６年第１回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より格段のお力添えを賜っておりますことを心より厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、本年１月１日、石川県能登半島を中心とする地震により甚大な被害が発生しました。改めて、この地震、津波により亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対しましても心よりお見舞い申し上げたく存じます。

本村では、２月１日及び１５日、石川県輪島市へ被災地支援のため職員各１名を派遣し、また昨日も職員１名を派遣いたしましたところでございます。この職員の派遣は、大阪府及び府内市町村の連携のもと、交代で行っており、昨日の派遣により大阪府全体で１９クール目となります。今後も、大阪府や府内市町との連携のもと、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を実施してまいりたいと存じますので、議員各位の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、専決処分案件２件、人事案件１件、条例案件８件、令和５年度補正予算５件、令和６年度当初予算５件、その他案件１件の計２２件でございます。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○千福議長 次に、２月２８日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る２月２８日に開催いたしました議会運営委員会において、今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第１号から議案第２２号までの２２議案と一般質問です。

審議方法については、議案第１号から議案第３号は本会議、議案第４号から議案第１６号の１３議案は所管の常任委員会、議案第１７号から議案第２１号の５議案は当初予算特

別委員会を設置し、付託することに決めています。

また、今期定例会の会期は本日3月5日から3月26日までの22日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番徳丸議員、6番田村議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月5日から3月26日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月5日から3月26日までの22日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第3、諸般の報告を議題とします。

5件の報告があります。

まず、令和6年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 令和6年2月7日、第1回南河内環境事業組合定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、事前に開催されました委員会の内容として、委員の交代や提出議案の取扱いなどの報告があり、その後事務局から第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗の報告や石川県能登半島地震における災害廃棄物処理の申入れが現時点ではないことなどが説明がありました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、第1、報告第1号組合議会議員の異動については、河内長野市から西田善延議員が組合議会議員に就任された旨の報告がありました。

2 番、承認第 1 号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和 5 年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当支給月数 0.1 か月分を引き上げる改定について、富田林市に準じて令和 5 年 1 2 月 2 7 日付専決処分としたもので、原案のとおり承認されました。

3 番、承認第 2 号令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の措置を行うため、歳入歳出それぞれ 1 0 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 7 億 7, 3 1 6 万 6, 0 0 0 円とする補正予算について令和 5 年 1 2 月 2 7 日付専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

4 番、議案第 1 号南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、富田林市の道路占用料条例の改正に伴い、その一部を準用している組合の本条例についても、電柱、看板、ガス管、水道管、その他のこれらに類するものに使用される場合の使用料単価等について本年 4 月 1 日から改定するもので、原案のとおり可決されました。なお、組合におきましては、電柱に係る支線 2 本及び第 1 電話柱 2 本の使用料単価が改定され、年間 2 6 0 円の収入増とされております。

5 番、議案第 2 号令和 5 年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第 3 号）は、令和 5 年度末退職者 1 名分の退職手当の補正及び第 1 清掃工場基幹的設備改良事業に伴う関係市町村のごみ搬送計画の見直しによる焼却灰の運搬処理処分業務に係る第 1 清掃工場、第 2 清掃工場の経費の過不足を補正するもので、歳入歳出それぞれ 3 9 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 5 7 億 7, 7 1 6 万円とするもので、原案のとおり可決されました。

6 番、議案第 3 号令和 6 年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を 5 3 億 7 4 5 万 1, 0 0 0 円と定めるもので、原案のとおり可決されました。予算の概要としては、歳入では分担金及び負担金が 2 1 億 5, 6 0 8 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 5, 3 8 0 万 2, 0 0 0 円の減、使用料及び手数料は 8, 2 8 6 万 3, 0 0 0 円、国庫支出金は 1 0 億 8, 5 3 9 万 2, 0 0 0 円、財産収入は 4 2 5 万 5, 0 0 0 円、繰入金は 4 億 6, 0 8 6 万 9, 0 0 0 円、繰越金は 9, 7 0 0 万円、諸収入は 1 8 万 3, 0 0 0 円、組合債は 1 4 億 2, 0 8 0 万円。次に、歳出では、議会費は 3 7 3 万 5, 0 0 0 円、総務費は 7, 2 8 5 万 3, 0 0 0 円、衛生費は 4 7 億 2, 2 7 7 万 9, 0 0 0 円で、うちごみ処理費が 4 4 億 3, 0 2 2 万 4, 0 0 0 円、し尿処理費が 2 億 9, 2 5 5 万 5, 0 0 0 円、公債費は元金、利息合わせまして 4 億 9, 3 0 8 万 4, 0 0 0 円。最後に、予備費は

1, 500万円。

以上が、令和6年度予算の概要でございます。

7番、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、令和5年10月から12月の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

以上、簡単ではございますが、令和6年度第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございました。

次に、令和6年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

令和6年2月6日より2月定例会についての全員協議会が行われました。招集日の内定、監査結果報告、提出予定議案の説明があり、続いて理事者から大阪広域水道企業団議会と岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、東大阪市との水道事業統合に向けての検討協議について、また能登半島地震への企業団の応援活動について報告がありました。その後、理事者退席の後、定例会の運営について、次回全員協議会について等が協議され閉会いたしました。

令和6年2月定例会は、2月16日にシティプラザ大阪にて全員協議会が行われ、その後、本会議が行われました。諸般の報告では、当選議員として東大阪市の中原健氏議員が紹介され、続いて定期監査、工事監督及び例月現金出納検査の結果の報告並びに住民監査請求の要旨の通知、説明者の通知が行われました。当選議員の議席の指定、企業団運営方針説明の後、6議案が上程され、一般質問が事前通告に基づき4名の議員により行われました。第1号議案大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件は、能勢町との統合に伴う改正と泉南、田尻水道事業の給水区域を変更するもの、第2号議案大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件は、特別な加入金の廃止や13水道事業の給水装置工事施工基準の統一に伴い、手数料を段階的に改定するもの、第3号議案は令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件、第4号議案は令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、第5号議案は令和6年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、第6号議案は令和6年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件、この6議案について審議が行われ、2号議案に対し1名の議員が一般質問で反対を表明されましたが、討論が行われることはなく一括議題とされ、賛成多数で可決されました。

なお、監査において本村の水道センターが受けたファイル紛失の指摘案件は、その後の調査で発見されたとの報告をいただいております。

以上、報告といたします。

詳細につきましては、資料等ございますので、ご確認ください。

○千福議長 ありがとうございます。

続いて、私のほうから2件報告させていただきます。

まず、2月9日に開催されました令和6年第1回大阪南消防組合議会定例会の報告であります。

議会日程は39件、追加日程1件で、提案内容については報告案件1件、議案29件、議員提出議案3件の33案件で提案されました。

日程第1、選挙第1号議長選挙については、羽曳野市選出の笠原由美子議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名については、1番草尾勝司議員、2番丹羽実議員を指名されました。

次に、日程第3、会期の決定の議題については、会期を1日間と決定されました。

次に、日程第4、選挙第2号副議長の選挙については、富田林市選出の尾崎哲也議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第5、議員提出議案第1号から日程第7、議員提出議案第3号までを一括して議題とされ、それぞれ全会一致で可決されました。内容は、新たに大阪南消防組合として議会運営を行うため必要となる内容で、日程第5、議員提出議案第1号大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について、日程第6、議員提出議案第2号大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について、日程第7、議員提出議案第3号大阪南消防組合議会傍聴規則の制定についての3件であります。

次に、日程第8、選任第1号議会運営委員会委員の選任については、富田林市選出の西川宏議員、河内長野市選出丹羽実議員、柏原市選出奥山渉議員、羽曳野市選出笹井喜世子議員、藤井寺市選出畑謙太郎議員、太子町選出の西田いく子議員、河南町選出の浅岡正広議員、千早赤阪村選出の千福清英議員がそれぞれ選任されました。その後、会議を暫時休憩後、その間に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。再開の後、議長から委員長に柏原市選出の奥山議員、副委員長に藤井寺市選出の畑議員が互選されたことの報告がありました。

次に、日程第9、報告第1号専決処分報告職員の給与に関する条例の一部改正について、専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第10、議案第1号財産の取得について、消防広域化による必要となる電話交換システム増設事業一式の取得について理事者側から説明があり、河内長野市選出の丹

羽議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第 11、議案第 2 号消防功労者表彰の推薦について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第 12、議案第 3 号大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、河内長野市選出の三島克則議員を選任することについて理事者側から説明があり、本人を除く全会一致で同意されました。

次に、日程第 13、議案第 4 号から日程第 36、議案第 27 号までを一括議題とし、理事者側から説明がありました。内容としましては、令和 6 年 4 月 1 日からの広域化運用開始のための条例改正が主なもので、太子町選出の西田議員と羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、それぞれ全会一致で可決されました。可決された条例は、議案第 4 号大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 5 号職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 6 号大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、議案第 7 号大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、議案第 8 号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第 9 号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第 10 号職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第 11 号職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第 12 号職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第 13 号消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について、議案第 14 号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第 15 号監査委員に関する条例の一部改正について、議案第 16 号大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、議案第 17 号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 18 号財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、議案第 19 号大阪南消防組合手数料条例の一部改正について、議案第 20 号大阪南消防組合行政手続条例の一部改正について、議案第 21 号大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について、議案第 22 号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第 23 号大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について、議案第 24 号大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について、議案第 25 号大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、議案第 26 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、議案第 27 号大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についての 24 件であります。

次に、日程第 37、議案第 28 号令和 5 年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第 3 号）について理事者側から説明があり、羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、全会一致

で可決されました。

次に、日程第38、議案第29号令和6年度大阪南消防組合一般会計予算について理事者側から説明があり、太子町選出の西田議員と羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第39、一般質問について、河内長野市選出の丹羽議員、太子町選出の西田議員、羽曳野市選出の笹井議員の3名からそれぞれ消防広域化後の新体制に関する質疑がありました。主な内容は、広域化後の市町村分担金や職員の給与体制、広域化の目的、職員定数、組織体制についてであります。それぞれ質疑ののち、理事者側からの説明がありました。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査の申出についての日程の追加があり、全会一致で決定されました。詳細については、後日会議録をご覧いただきたいと思います。

次に、令和6年第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会2月定例会についての報告をさせていただきます。

諸般の報告については、例月出納検査結果報告があり、いずれも適正に処理されているものでした。

議案第1号令和5年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件、議案第2号令和5年度大阪府後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題とし、担当者より詳細に説明を受けた後、質疑に入りました。大阪市の佐竹議員が通告に基づき、窓口負担の件や今後の制度設計などについて質問がありました。連合会担当者から、今後の医療費の推移など丁寧な答弁があり、質疑終了後、討論、採決を行いました。この議案につきましては原案のとおり可決されました。

議案第3号令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件、議案第4号令和6年度大阪府後期高齢者医療広域連合特別会計予算の件、議案第5号大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題とし、担当者より詳細に説明を受けた後、質疑に入りました。大阪市の佐竹議員、摂津市の松本議員、交野市の藤田議員の3名が通告に基づき、窓口2割負担増の影響や収納率向上に向けての対策、保険給付費の大幅増の内容などの質問がありました。連合会担当者からは、健康寿命延伸に向けて保健指導の充実を図っていくや、徴収事務や滞納処分について適正に処理をしていく、高齢者の増加により医療費の増額が見込まれるなど丁寧な答弁がありました。質疑終了後に交野市の藤田議員が反対討論されました。しかし、結果は賛成多数となり、原案のとおり可決されました。

議案第 6 号大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件、議案第 7 号大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題とし、担当者より詳細に説明を受けたのち、討論、採決を行いました。この議案につきましては原案のとおり可決されました。詳細につきましては、後日会議録をご覧いただきたいと思います。

次に、令和 5 年度実施の定期監査及び令和 5 年 1 1 月から令和 6 年 1 月例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 令和 5 年 7 月から 1 2 月まで実施しました定期監査について報告いたします。

監査対象は 9 課 1 局で、内容は、令和 4 年度に実施した第 5 次千早赤阪村総合計画に基づく新規事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業の事務処理について実施いたしました。

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一部、検討または改善を要する事項が見受けられました。指摘した事項については、必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること、また検討または改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知することを申し入れました。

主な指摘事項とそれに対する措置報告についてご報告いたします。

総務部税務課のセミセルフレジ導入事業は、入札において 1 者が当日に書類不備で無効となったが、その者が書類不備であることが確認できる書類が添付されていない。起案書に確認資料として添付すべきであると指摘しました。それに対し、当日入札に参加したが、社印の漏れなど書類不備等により失格になった場合、失格理由が起案時に明確になるよう当該不備書類の回収及び起案書への添付を行うとともに、入札調書にその旨を記載しますと改善報告がなされました。

村政戦略部危機管理課の災害用ドローン等整備事業は、ドローン購入の契約手続において、設計書に計上している単価や数量の根拠が不明瞭であるため、確認するための資料を添付されたいとの指摘に対し、今後は根拠資料を添付しますと改善報告がなされました。

このほかにもございますが、詳しくはお手元に配付しております監査結果報告書をご覧いただきたいと思います。

今後も、指摘事項等が適正に措置、改善されているのかも含め、監査を実施してまいります。

次に、令和 5 年 1 1 月から令和 6 年 1 月の出納事務に係る例月出納検査について報告い

たします。

令和5年11月分については、令和5年12月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年12月分については、令和6年1月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年1月分については、令和6年2月26日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

~~~~~

○千福議長 日程第4、議案第1号専決処分（令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第1号は、令和6年1月18日付で専決処分いたしました令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第12号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割のみの課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への追加給付に係る経費を補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

げ、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 議案第1号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ2,649万6,000円を追加し、41億1,985万5,000円とするものでございます。

それでは、まず10ページのほうをご覧ください。

歳出でございますが、総務費の会計事務費及び税務事務費と、民生費の低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費及び職員人件費につきましては、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受けた住民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を、低所得者の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を追加で支給するための関係経費でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方交付金は、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業に係るものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 では、お伺いいたします。

住民税均等割課税世帯及び低所得者の子育て世帯の給付ということですが、こちら、それぞれの件数、お願いできますでしょうか。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 お答えさせていただきます。

均等割のみ課税世帯につきましては180世帯を見込んでおります。それと低所得者の子育てへの追加のほうでございますけれども、これにつきましては122を見込んでおり

ます。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

田村議員。

○田村議員 どうもありがとうございます。

合計でちょうど300世帯ということかなと思いますけれども、今回これで抽出作業の委託料が220万円計上されておりますよね。この300世帯を抽出するのに220万円必要となってくるというこの理由、どういった作業なのか伺いできますでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 抽出作業で220万円予算のほうを計上させていただいておりますが、こちらのほう、支給のほうが2月、3月に受付を開始できるようにという国からの話もございました。そういった部分で早急に予算措置をする必要があるということで、いわゆる概算で220万円っていうふうな形で計上させていただきました。それで、また2月に最終契約のほうをさせていただいたんですけども、いろいろ内容等精査させていただきました110万円で契約のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 大体半額っていうことですね、50%ぐらい。ということで落減が発生したことかなと思うんですけども、それでもこの300世帯を抽出するのに100万円もかかるもんなのかという割と素朴な疑問があるんですけどね。電算っていうことで、システム上で行われるのかなと思うんですけど、やはり100万円必要になるほどこれは難しい作業ってことになってくるんでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 作業的な内容ですけども、こちらのほう、いわゆる電算の部分で、いわゆる専門性を要すると、なかなか職員ではできないというような部分もありまして、過去のこういった交付金の給付、こちらのほうもほぼ同様の額でさせていただいておるかと思えます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございます。

そうですね、これまでもなかなかこの抽出作業、何回も出てきましたが、ほぼ全て100万円以上だったかなというふうな記憶もありますので、なかなかDXというのもお金が

かかるものだなというふうに思います。分かりました。半額ということで適正な執行に努めていただけたらと思います。

以上です。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 ただいま田村議員のご質問に私のほう、対象者のほうを答えさせていただきましたと思います。それで、均等割のみの課税世帯につきましては180世帯ということで、世帯で給付のほうをさせていただきます。それと、低所得者の子育て世帯への追加という部分につきましては、こちらは世帯でなくして人ということですので、その辺よろしく願いいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 今、少し答弁の中でもお答えがあったんですけど、スケジュールというか、その給付に対しての流れみたいなのを教えていただければと思いますけど。よろしく願いします。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 住民税均等割のみ課税の世帯につきましては、3月上旬といいますか、今週末または来週の頭あたりで発送のほうを予定しております。それと、支払いのほうですけども、3月末に第1回目を支払いしたいというような予定で進んでおります。低所得者の子育て世帯の追加の分につきましても、同様の日程で進んでおります。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第2号専決処分（令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号））の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第2号は、令和6年2月13日付で専決処分いたしました令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、くすのきホールキュービクル改修工事に係る工事費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 議案第2号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ60万9,000円を追加し、予算総額を41億2,046万4,000円とするものでございます。

それでは、まず4ページのほうをご覧ください。

債務負担行為でございますが、定額減税に係るシステム改修業務を計上するものでございます。

10ページのほうをご覧ください。

歳出でございますが、教育費のくすのきホール管理費につきましては、くすのきホールキュービクル改修工事の設計変更に伴う増額でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

繰入金は、今回の補正に係る費用の増額により財政調整基金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 お伺いいたします。

4ページの定額減税に係る基幹システム改修業務についてことで、こちら、債務負担行為についてことで1,165万7,000円計上されておりますけれども、またこれも先ほどご質問したようなシステム関係の出費かなと思うんですけど、こちらの財源っていうのはどういうふうな形になるのかお伺いできますでしょうか。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 こちらのほうにつきましては、全て国の補助金、交付金で賄うようになっております。

○千福議長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第2号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第3号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本議案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たり地方税法第423条第3項の規定に基づき渡部要介氏への選任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

今回、渡部委員は令和6年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願い申し上げるものでございます。

再任でございますのでご承知とは存じますが、渡部氏は、人柄は温厚で人格高潔であり、また一級建築士として建築に対する識見も高く、広く社会の実情に通じた方でございます。私といたしましては固定資産評価審査委員会委員として最適任と考えますので、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

なお、ご同意いただければ、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 こちらの渡部要介氏については、せんだっても選任の同意があったと思うんですけども、前任の方の任期がちょっとだけ残っていたってことなんですかね。ちょっとどういうことなのかご説明をお願いいたします。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今、議員がおっしゃられたとおり、渡部氏につきましては、前任者の残任期間が令和6年3月31日まで任期のほうが残っておりました。昨年度末退任されたことにより3月議会でご承認をいただいたということでございます。

○千福議長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第3号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意しました。

ここで休憩といたします。

１１時から再開としますのでよろしくお願いします。

午前１０時５６分 休憩

午前１１時００分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第７、議案第４号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第４号は、千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてでございます。

本議案は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正され、危険な盛土等の規制については、土地の用途にかかわらず全国一律で包括的に規制することになりました。

この宅地造成及び特定盛土等規制法による規制は、令和６年４月１日に大阪府において区域指定が行われてから運用が開始されるため、本条例を廃止するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第４号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第８、議案第５号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第５号は、千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

の一部改正についてでございます。

本議案は、千早赤阪村下水道事業の設置等に関する条例が令和6年4月1日から施行されることに伴い、地方公営企業法適用事業である下水道事業においても本条例を適用することとなるため、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第5号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第6号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第6号は、千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第6号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第7号千早赤阪村手数料条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第7号は、千早赤阪村手数料条例の一部改正についてでございます。

本議案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定の申請を行うことができるようになったことに伴い、本条例の一部改正するものでござい

す。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第7号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第11、議案第8号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第8号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険法の一部改正の施行及び大阪府下国民健康保険料の統一に伴い、令和6年4月1日から退職被保険者経過措置廃止及び保険料率並びに保険料の端数処理を大阪府の算定基準に統一するための改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第8号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第12、議案第9号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第9号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとの介護保険料の改定等を行うものでございます。

今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費並びに地域支援事業費等の見込額を介護保険事業計画第9期により算出したしまして、令和6年度から令和8年度の3年間の基準額保険料を現行の1人当たり年間「5万2,680円」を「5万8,510円」に改定するものでございます。

また、介護保険法施行令等の改正により、これに準じた改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第9号は、総務民生常任委員会に付託しま

す。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１３、議案第１０号千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１０号は、千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、令和６年４月１日から下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、公共下水道と特定環境保全公共下水道を一体的に運用することから、所要の改正を行うものです。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１０号は、文教建設常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１４、議案第１１号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１１号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてでございます。

本議案は、一般職の職員の給料に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で規定する非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１１号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１５、議案第１２号令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１４号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１２号は、令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１４号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ６，０３２万１，０００円を減額いたしまして、予算総額４０億６，０１４万３，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方交付税等の一般財源及び国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴う増減などの補正でございます。

一方、歳出につきましては、退職に伴う職員人件費の増額や財政調整基金積立金、退職手当基金積立金の増額などのほか、決算見込みに伴う不用額等の減額などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１２号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１６、議案第１３号令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１３号は、令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ２１３万８，０００円を減額いたしまして、予算総額を８億４，０５９万１，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は府支出金や繰入金の減額、歳出は実績見込みに伴う総務費、保険給付費、保険事業費などの不用額の減額及び過年度分の補助金に係る返還金などの増額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ１４万３，０００円を減額いたしまして、予算総額を３，３５１万６，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は実績見込みに伴う繰入金の増額及び諸収入の減額、歳出は実績見込みに伴う減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１３号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１７、議案第１４号令和５年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１４号は、令和５年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第５号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ１，７７６万６，０００円を減額いたしまして、予算総額６億７，０００万１，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費や地域支援事業費などの決算見込みに伴う増減及びそれに伴う国庫支出金などの特定財源を補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由と説明にいたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１４号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１８、議案第１５号令和５年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第１５号は、令和５年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ８４２万３，０００円を追加いたしまして、予算総額を１億４，６６７万７，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は後期高齢者医療保険料の増額などでございます。歳出は広域連合納付金の増額などでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１５号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１９、議案第１６号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第16号は、令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ3,991万8,000円を減額いたしまして、予算総額を2億4,522万7,000円とするものでございます。

主な内容ですが、污水管渠布設工事など決算見込みによる不用額の減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第16号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第20、議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算から日程第24、議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

南本村長。

○南本村長 ただいま一括上程されました議案第17号から議案第21号までは、令和6年度の一般会計及び特別会計予算並びに下水道事業会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様の村政に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症が、昨年5月から5類感染症に位置づけられ、コロナ禍前の日常生活がようやく戻ってきました。村としても、引き続き国の動向を注視しつつ、村民の皆様の命と健康を守ることを第一の使命として全力で取り組みます。

地域公共交通について、金剛自動車株式会社の路線バス事業廃止を受けて、富田林市、太子町、河南町とともに、昨年12月から新たな公共交通サービスの運行を開始いたしました。今後、利用状況を踏まえて、村に適した持続可能な地域公共交通システムの構築に向けた検討を進めてまいります。

自治体DXについて、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードは、健康保険証の一体化をはじめ、確定申告との連携や運転免許証の一体化など利用範囲が広がります。その重要性は高まっています。さらなる住民サービスの向上のため、取得率の向上を図るなどのDXの推進に取り組みます。

地域活性化につきましては、地域活性化交流拠点整備については、地権者の協力を得て、楠公誕生地における土地調査を進めます。

2025年大阪・関西万博について、令和6年度は万博の1年前になります。現在、大阪及び府内市町村をはじめ、国、他の自治体、民間事業など様々な団体が万博を盛り上げ

るべく着々と準備を進めており、村においても機運醸成に向けた様々な取組を進めます。そのためには、議員の皆様をはじめ、関係各位の皆様と共にこの万博を盛り上げていきたいと思っておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和6年度予算について申し上げます。

まず、直近の令和4年度決算について触れさせていただきますと、自主財源の要である村税は全体の僅か11.3%と依然として低い状況が続いています。財源は、地方交付税や地方債などに依存せざるを得ず、自立的な行財政運営を持続することがますます厳しい状況になっております。また、金剛自動車株式会社の路線バス事業廃止に伴う新たなコミュニティバスの運行、金剛山ロープウェイ施設の撤去をはじめ、第5次千早赤阪村総合計画や千早赤阪村過疎地域持続的発展計画に掲げる事業を実現するためには多額の費用を要します。

令和6年度の予算編成は、このような状況を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応しながら、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源を効率的かつ効果的に配分した予算を編成しました。

主な予算としては、金剛山ロープウェイの撤去事業費を計上しているほか、生活基盤の維持としてコミュニティバス事業運営費、また地域振興の促進として戦略推進事業費などを計上しました。

令和6年度の当初における一般会計は、対前年度比1.7%増の37億4,579万円となっています。

特別会計の総額予算は16億7,483万9,000円、下水道事業会計の総額予算は3億4,392万7,000円で、一般会計及び特別会計並びに下水道事業会計の総額は57億6,455万6,000円となりました。

それでは、令和6年度に取り組む主要な施策について、第5次千早赤阪村総合計画におけるむらづくりの基本目標の5つの基本柱に沿ってご説明いたします。

まず、基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」についてです。

子育て支援の推進については、母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点の設立意義を維持した上で、母子保健、児童福祉の両機能を備えた機関として子ども家庭センターを設置することで、切れ目のない一体的な相談支援体制を確立し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの様々なニーズに対応します。

子育て支援拠点ひまわりの運営では、気軽に相談できる場所として子育て世帯に寄り添う相談支援を行います。

また、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供していくために、子ども・子育て支援計画を策定します。

母子保健では、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業をはじめ、全ての妊産婦・子育て世帯に寄り添い、出産、育児に係る切れ目のない支援体制を図ります。

幼児教育では、公私連携幼保連携型認定こども園との協定に基づき、就学前の幼児教育・保育と学校教育の連携に努めているところです。今後も保護者のニーズを把握しつつ、国基準に村独自の上乘せをした幼児教育・保育の無償化施策を継続し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

これらの施策を推進し、「安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら」を目指します。

健康増進・疾病予防の推進については、各種健診や予防接種の周知、勧奨、各種がん検診などの無料化を継続し、疾病予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。さらに、高齢者の健康の保持増進のため、引き続き保健事業と介護予防事業などを一体的に実施します。

国民健康保険では、大阪府において令和6年度から全国に先駆け、保険料完全統一による運営を実施し、大阪府と市町村がそれぞれの役割を担いながら、保険事業の安定運営に努めます。

国民健康保険診療所では、引き続き村民の健康維持及び安全確保のため地域医療の推進に努めます。

これらの施策を推進し、「心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら」を目指します。

福祉の充実については、関係部署との積極的な連携により、相談、支援を充実させ、重層的な支援体制の構築を進めます。また、地域ぐるみで支え合い、互いに協力、連携する意識を高め、地域で助け合える体制を構築し、さらなる地域福祉活動の活性化に取り組みます。

高齢者福祉では、超高齢化に対応するため、福祉サービスや生活支援を行います。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしを続けることができるよう、新たに策定する第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の確実な運営と地域包括支援センターを中心とした介護予防事業を積極的に実施し、地域包括ケア体制を強化します。

子ども医療費助成制度では、対象を高校3年生相当年齢までを継続し、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図ります。

これらの施策を推進し、「生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら」を目指します。

次に、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」についてです。

地域産業の振興については、農業の振興では、高齢化による農業者の減少や耕作放棄地が拡大していることから、農地の集約化などに向けた取組を加速することが喫緊の課題です。そのため、令和5年度に意向調査を実施し、その結果を基に令和6年度は農地集約化に向けた地域の座談会を実施し、引き続き将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定します。また、持続的な農業経営ができるよう桐山地区農道整備の実施計画を行うとともに、農道や水路の修繕など農業施設整備の事業補助制度を実施します。さらに、農業者の栽培意欲などを促進するため、農産物品評会などを取り入れた（仮称）農業フェアを開催いたします。また、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊の活動支援と農家が自ら行う被害防止柵の購入費用を補助します。

林業の振興では、山林所有者の調査や境界の確定業務などを進め、引き続き林業経営管理体制に取り組みます。また、森林環境譲与税を活用し、林業事業者などに対し、条件不利地域での切捨て間伐補助や間伐材の搬出補助金を引き続き実施し、健全な森林環境整備を進めます。また、おおさか河内材の魅力を大阪府内外に発信するため、近隣市町と連携し、積極的なPRに努めます。

商工業の振興では、富田林商工会や大阪府南河内地区市町村などと連携を図り、創業、起業を目指す方を対象としたセミナーを実施するなど、起業支援を推進します。

これらの施策を推進し、「地域の恵みが活きる元気なむら」を目指します。

観光・交流の促進については、村の観光資源の一つである楠公さんを大河ドラマに誘致する署名活動を引き続き進めるとともに、観光協会をはじめ、近隣市町とも連携し、にぎわいづくりと魅力の向上に取り組みます。

金剛山ロープウェイ施設では、撤去工事に取り組むとともに、金剛山周辺地域の魅力向上や村全体の活性化に向けた取組を大阪府と連携しながら進め、「何度も来たいと思う、人がつながるむら」を目指します。

移住・定住の促進については、村民の皆様が安全に村に住み続けられるよう、引き続き新築マイホームの取得にかかる費用の補助を行うとともに、空き家改修にかかる費用の補助や空き家の利活用の促進など、空き家化の未然防止に努めることにより、「住みたい・住み続けたいむら」を目指します。

次に、基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」についてです。

学校教育の推進については、子ども一人一人の「生きる力」の基礎を養うため、小規模

校の特色を生かし、学力の向上と教育力を充実させ、確かな学力とともに豊かでたくましい人間性や健やかな体を育む教育に取り組みます。小・中学校においてGIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習活動の促進に引き続き取り組みつつ、連携協定を結んでいる大阪教育大学から情報教育推進に係るコーディネーターを招聘し、教職員に対する具体的な活用事例や改善点を指導、助言をいただき、情報教育のレベルアップを図ります。

外国語教育では、引き続き小学校から中学校までつながる英語教育を推進するため、体験型英語教育事業の充実を図ります。また、小学校から積み重ねた英語力の客観的な成果を見取り今後の改善に生かすため、中学生の英語検定を実施し、検定料の助成を継続します。

学校給食では、給食を通じた食に関する指導を実施しつつ、地場産物の活用も高めながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、学校給食費の無償化を継続し、子育て世帯を応援する施策を推進します。

これらの施策を推進し、「未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら」を目指します。

社会教育の充実については、施設の安全管理対策など適切な維持管理に努めます。また、村文化協会との連携による生涯学習講座、関係団体、地域と連携した文化、スポーツ事業などの施策を推進し、「生涯学び、楽しむことができるむら」を目指します。

歴史文化の保存、活用については、郷土資料館における継続した企画展の実施や日本遺産である葛城修験を活用した観光施策を推進するとともに、村立小・中学校における郷土学において楠木正成公や村の文化財などを学び、村の魅力を誇ってもらえる教育を実施することで、「歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら」を目指します。

人権の尊重については、村民一人一人が人権を尊重することを正しく認識し行動できるよう従前からの人権教育、人権啓発の推進と合わせ、子ども向けの人権啓発を充実するとともに、多様化、複雑化する人権課題に対応するため、人材育成に努めながら、「お互いに尊重し合えるむら」を目指します。

次に、基本柱4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」についてです。

安全・安心の推進については、災害対策では、新たに設置した防災備蓄倉庫を活用し、自然災害や南海トラフ地震などを想定した資機材、備蓄品を備え、防災対策の向上を図ります。また、引き続き総合防災訓練を実施し、各種関係機関と連携した救護活動の訓練を実施するとともに、自主防災組織の活動の活性化を図るなど、村及び各地域の防災力の向

上に取り組みます。さらに、村民の皆様の人的、経済的な被害軽減を目的に住宅の耐震診断、設計、改修費用、耐震性の低い住宅の撤去費用の一部を補助します。

消防対策では、令和6年4月1日から発足する大阪南消防組合の一員として、広域化された消防力の一層の充実、発展に協力します。また、総合防災訓練などの場を通じて千早赤阪村消防団の活動を積極的に支援します。

防犯対策では、犯罪の未然防止に有効な村内13箇所に設置した防犯カメラの適切な維持管理に努めます。また、近年発生している詐欺の抑止力として、特殊詐欺対策電話などを購入する費用の一部を補助します。

これらの施策を推進し、「安全・安心に暮らせるむら」を目指します。

生活基盤の維持と充実については、水道事業では、大阪広域水道企業団と連携を図り、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう努めます。

公共下水道事業では、施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、下水道処理区域外についても合併処理浄化槽の設置補助による水洗化を積極的に推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めます。

下水道事業では、公営企業会計制度を令和6年度から導入することにより経営状況を的確に把握し、健全な経営に努めます。

村道整備では、老朽化した路面の舗装など適切な維持管理に努めるとともに、日常生活の利便性向上を図り、生活環境の改善に努めます。

交通安全対策では、老朽化している道路反射鏡の修繕を計画的に進め、交通環境の整備に取り組みます。

広域道路網整備では、その効果が最大限に発揮し地域の活性化につながる道路整備に向け、大阪府との協議、調整を進めます。

地域公共交通では、村民の通学通勤などの日常生活に欠かせない移動手段を確保するため、持続可能で誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に向けて取り組みます。

これらの施策を推進し、「便利で安全な生活基盤のあるむら」を目指します。

自然・環境との共生については、環境負荷の少ない地域づくりを推進するため、引き続き有価物の集団回収奨励金の交付やプラスチックの資源ごみ分別を進めるとともに、令和6年度からは、使用済みペットボトルを新たなペットボトルに生まれ変わらせるペットボトル水平リサイクルを近隣4市町と共に実施し、温室効果ガスの削減に取り組みます。また、自然環境保全に対する意識を醸成し、豊かな自然環境を継承するため、公害規制関係法に基づく立入検査や必要な措置を関係機関と連携を図りながら、「快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら」を目指します。

次に、基本柱5、「協働・行政経営～協働と参画による自立したむら～」についてです。

協働と参画のむらづくりについては、地域が抱える課題を地域自ら解決できる際の支援策として、これまでの補助制度を拡充した、地区活動応援補助金の交付事業を新たに実施します。さらに、村を次世代につなぐため、「千早赤阪村の未来について考える」をテーマとした二十歳のミーティングなどを引き続き実施し、今後の千早赤阪村を支えていく若い世代の方々が行政に参画できる機会をつくり、「みんなでできることを考えるむら」を目指します。

持続可能な自立したむらづくりについては、自治体DXを円滑に進めていくに当たっては専門人材の確保が大きな課題となることから、国の地方創生人材支援制度などを活用した外部人材の登用を積極的に行い、村民の皆様や事業者の皆様が来庁せずとも申請、予約ができ、手続の範囲を広げ、「行かない」、「書かない」、「待たせない」役場を目指します。

さらに、高齢者などを中心にデジタルディバイドの解消を図るため、日常的に楽しみながらスマートフォンを活用できる仕掛けづくりとして、引き続きスマホ道場などを開催します。

役場内簡易郵便局の運営や住民票、課税などの証明書の電話予約による休日交付、村税、国民健康保険料などのコンビニ収納やスマートフォン決済を引き続き実施します。

また、マイナンバーカードを活用した住民票などのオンライン申請の利用を促進するため、郵送料の無償化を継続するとともに、自治体専用オンライン申請システムのさらなる活用を推進し、住民サービスの向上、行政運営の簡素化、効率化を目指します。

これらの施策を推進し、「持続可能な自立したむら」を目指します。

シティープロモーションの充実については、地域活性化起業人制度を活用し、民間のノウハウを取り入れることによって村広報、ホームページやSNSなどの情報発信力をさらに向上し充実させることで、「みんなが知りたい、みんなが知っているむら」を目指します。

以上が今議会にご提案しています令和6年度当初予算と施策の概要です。

村には多くの問題が山積しています。しかし、問題を課題と捉え、解決できる仕組みづくりを行い、千早赤阪村総合計画を形骸化させることなく、この難局を村民の皆様と一緒に乗り越えられるよう村政運営に全力で取り組んでまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の所信の一端といたします。ありがとうございます。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは。議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算から議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算でございます。

1ページをお開きください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億4,579万円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、委員会のほうで予算附属説明資料によりご説明申し上げます。

第2条は債務負担行為をすることができる事項について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為は、事項、期間、限度額について定めており、記載のとおりでございます。

続きまして、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料といたしまして、110ページから119ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算でございます。

121ページをご覧ください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,075万7,000円、診療施設勘定の歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ2,713万9,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、予算委員会のほうでご説明を申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高額を事業勘定は3,000万円、診療施設勘定は500万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

また、予算の説明資料といたしまして154ページと155ページに債務負担に関する

調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計予算でございます。

157ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,631万1,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

予算書の説明資料といたしまして、186ページから190ページに給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

191ページのほうをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,825万4,000円と定めるものでございます。

続きまして、議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算でございます。

別冊の千早赤阪村下水道事業会計予算のほう、1ページをご覧ください。

第1条は、総則を定めるものでございます。

第2条は、業務の予定量について定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

第4条の2は、特例的収入及び支出について定めるものでございます。

3ページのほうをご覧ください。

第5条は、債務負担行為の事項、期間、限度額について定めており、記載のとおりでございます。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

第7条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第8条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるものでございます。

第10条は、一般会計からの補助金額を定めるものでございます。

また、予算書の説明資料といたしまして、10ページから31ページにキャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、損益計算書、貸借対照表、注記表及び予算参考資料を添付いたしております。

以上、概略説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第17号から議案第21号までの5議案については、6人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第21号までの5議案については6人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置しました当初予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、田村議員、藤浦議員の6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで休憩に入り、ただいま設置されました当初予算特別委員会を応接室で開催をお願いします。13時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当初予算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告します。

柏原局長。

○柏原議会事務局長 当初予算特別委員会の委員長は藤浦議員、副委員長は千福議員です。

以上です。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

~~~~~

○千福議長 日程第２５、議案第２２号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第２２号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、河南町、太子町及び千早赤阪村の３町村で締結しております介護認定審査会共同設置規約第３条に規定する執務場所が、基本協定に基づき本年４月１日から河南町役場に変更となることから、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 それでは、議案第２２号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明いたします。

この規約の変更は、介護認定審査会の執務場所の変更に伴い、関係ある名称を変更するものです。

新旧対照表をご覧ください。

現在、介護認定審査会の執務場所は千早赤阪村役場でございますが、輪番により令和６年度から２年間、河南町役場へ執務場所を変更いたします。これに伴いまして、それぞれ関係のある名称を変更いたしますものです。

なお、執務場所につきましては、河南町、太子町、千早赤阪村の順に２年ごとの輪番で持ち回りをいたしております。

附則といたしまして、この規約は令和６年４月１日からの施行を予定しております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第２２号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第２２号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第22号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第26、一般質問を行います。

今議会から一般質問については時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。

質問、答弁、全て含んで、持ち時間は1議員30分間です。議場内の時計で30分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、順番に発言を許可します。

それでは、1番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。

事前に通告させていただきましたとおり、モノレールを金剛山観光の起爆剤に、ほか2問ご質問させていただく予定であります。

まず最初に、モノレールを金剛山観光の起爆剤にからご質問させていただきます。

千早赤阪村営金剛山ロープウェイは、昭和41年の運行開始から長年金剛山観光の中心となっておりましたが、平成31年に耐震強度不足から運行が休止、令和4年に事業の廃止が村議会の議決により決定されました。今は撤去工事に向けて動いている段階と聞いております。しかし、その後もロープウェイの再開を望む村民の声は多く、また登山客が下山途中で動けなくなり救援を求める事例もあり、これもロープウェイ休止による間接的な影響かと思われます。度々大阪府とも金剛山のにぎわいについてご相談なされているようですが、にぎわいづくりについて具体的な計画に至ったとはまだ聞いておりません。ロ

ープウェイ撤去後の金剛山にぎわいづくりについて、具体的な計画はあるのでしょうか。その点お伺いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、モノレールを金剛山観光の起爆剤についてご答弁いたします。

ちはや園地周辺地域及び千早赤阪村全体の活性化に向けて、大阪府の環境農林水産部や市町村局、千早赤阪村などで構成しておりますちはや園地周辺地域活性化検討会で協議を進めてまいりましたが、ロープウェイ廃止後の具体的な代替策までは決まっておりません。今後も金剛山周辺の活性化だけではなく、村全域の振興策やより多くの来村者を呼び込めるよう、引き続き大阪府と協議を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ただいまロープウェイ廃止後の具体的な代替策がまだ決まっていないというふうにご答弁いただきました。我々村議会といたしましても今後の金剛山観光の可能性を模索する一環として、昨年末に天川村のモノレール2基を訪問したところでございます。モノレールは、ロープウェイ等に比べ設置の費用負担が少なく、また自然公園である金剛山の景観を際立って損なうということもないかと思われまます。ロープウェイに比べれば線路設置の自由度も高く、またバス停付近から敷設することも可能かと思われまます。ロープウェイ再開よりもモノレール新設のほうが耳目も集めやすいのではないかというふうにも思われまますので、ロープウェイの代替としてモノレールの設置は可能かどうか、その点をお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 金剛山ロープウェイ事業を廃止するに至った経緯からしますと、金剛山山頂までの交通手段としてモノレールを新たに整備することは考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ただいまお伺いいたしましたのは、モノレールの設置は可能かどうか、その可能かどうかというのをお聞きしているのであって、考えておられるかどうかをお聞きしているわけではありません。問いと答えがずれておりますので、再答弁を求めます。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 すみません、ロープウェイの代替策ということでモノレールの整備というのを考えてないことから、現在そういう可能かどうかっちゅうのも考えておらない状況でございます。本村につきましては、ご存じのように喫緊の課題が山積している状況でもありまして、モノレールを設置するとなれば他の行政サービスを見直す必要等もありますので、今のところ将来にわたってもモノレール設置についての考えがないことから、可能かどうかっちゅうのも考えておらない状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 要望ではなく、そのまま質問をさせていただきます。

今、考えていないから可能性を考えないというふうにご答弁いただきましたけども、それだと役場が現状考えていることしか考えないというふうになっていくかと思うんですよ。でしたら、もう我々が提案する余地っていうのがどこにもなくなってしまうんじゃないか、というか我々が提案すること自体が無駄になってしまうんじゃないかというふうに思います。これは部長にお伺いするよりも村長にお伺いしたほうがいいのかと思います。が、我々のこの提案というものを村長はどういうふうにお考えなのか。考えていない、だから可能かどうかもある考えない、それでよろしいのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 モノレールの件ですけども、部長が申し上げたことに関しましてはいろんな複雑なことがあります。まず金剛山のロープウェイをそもそも撤去するに当たっては、私も公約で掲げさせていただきました。そのときの議員さんの中でもいろんな協議をされて、非常に、まずなぜ撤去するかっていうことになると、費用がかなりかかる、赤字が続いてるっていうことで撤去ということにさせていただきました。ところが、金剛山ロープウェイというのは土地も全て地権者がおられて、上は大阪府の園地、そういうことで村の資産といいますか、財産といいますか、負の財産のみしかないので、これを撤去するのに国定公園であつたりいろいろと、千早赤阪村だけで独自でお金さえあれば撤去できるというものでもありませんし、上は大阪府の園地、また香楠荘もお借りして、これも返させてもらった。本当は借りた状態に戻してお返しするのが当然、契約書はそうなっていたんですけども、それも大阪府と協議をして、そのままの現状でお返ししたと。大阪府のほうもロープウェイがなくなったら大阪府の園地として今後どのようなやり方でやっていくか、今大阪府と協議を重ねているところなんです。

今回は、村としてその代替策としてこういうふうなことをしたい、ああいうふうなことをしたいということをお伝えはしてないんです。要はお金をかけずに大阪府さんのほうにお願いもしてる場合がございますので、それがどういう形になって、大阪府がこのようにしていったらどうやとかと言うたときに、また今議員ご指摘のモノレールですか、そういう提案もさせていただいて、大阪府とともにそれが一番最善な方法であればその一致のほうに協議をしてたらいいかないと、そのように思っておりますので、勝手にうちだけがこのようにやっていきますっていうことは今現在では申し上げられないので、今後もう少し話が進みまして撤去がまずできてから、並行して今にぎわいづくりを考えておりますので、そのときに議員の皆様からこういう提案もいただいてるということを大阪府のほうに提案をさせていただいたらどうかなっていうのを思っております。そういうわけで、今現在は撤去することしか頭にないものですからこういう答弁しかできませんけども、ここから先のことにに関して、議員からいただいたお話をまた大阪府のほうにも投げかけていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

最初のご答弁とは異なってモノレールについてもご検討いただけると、そういうことだと了解いたしました。ぜひ我々議会といたしましても、今回議員一同で研修を行って天川村へ訪問させていただいたわけですから、ぜひこの議会の考えというの酌み取っていただけたというふうに思います。

○千福議長 それでは、続いて2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、先ほどに続きまして、過去の合併協議が破談となった理由はについて伺いたします。

昨年5月より本村並びに大阪府太子町、河南町と南河内地域2町1村未来協議会が行われております。共同で行財政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討とのことですが、とりわけ合併は村民への影響も大きく、我々議会といたしましても慎重に議論していかなければならない問題だというふうに考えております。

過去を振り返りますと、平成14年、2002年から富田林、太子町、河南町との間で合併協議がなされておりましたが破談となり、その後平成20年、2008年には河内長

野市と合併協議がなされたが、こちらも破談となっております。今後の千早赤阪村の在り方を住民の皆様にもごお考えいただく上でも、過去の合併協議がなぜ破談となったのか再確認しておくことは有意義であろうと存じます。

そこで、まずは富田林市、太子町、河南町との合併協議の経緯についてお伺いいたします。

○中野村政戦略部長 田村議員の２問目のご質問についてご答弁申し上げます。

いわゆる平成の大合併の時期には全国で市町村の合併が進められ、本村においても２度にわたり合併協議に臨んできました。議員ご指摘の富田林市、太子町、河南町及び本村の４市町村での合併協議については平成１４年７月に合併協議会を設置し、様々な協議が進められました。しかしながら、合併方式の変更に伴う課題への調整がつかず、合併特例法の法期限内での市町村間の合意形成が困難であるとの判断のもと、平成１７年３月をもって協議会を解散いたしました。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

合併方式の変更というのは、対等合併から吸収合併への変更であったということで理解いたしております。

続いて、河内長野市さんとの合併協議の経緯についてお伺いできますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 再質問につきましてご答弁申し上げます。

河内長野市との合併協議については、さきの４市町村の合併協議が終わったのち、さらに行財政改革に取り組んだものの、将来にわたり持続可能な住民サービスを提供するにはより効率的な行財政運営が必要で、将来を見据え市町村合併に取り組むべきとの判断により平成１９年に河内長野市への編入合併の意向を表明し、平成２０年３月に合併協議会を設置しました。その後、様々な協議が進められましたが合意形成が図れず、平成２１年８月、本村が河内長野市に協議を断念する旨を申し入れ、同年９月をもって協議会は解散することになりました。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

2度の合併協議の背景には千早赤阪村、本村の財政問題があったわけですが、しかし一時は4億円台にまで落ち込んだ基金も現在では20億円ほどにまで回復しております。それには行財政改革の効果があったのではないかというふうに思いますけれども、合併協議が破談となった後、本村でどのような行財政改革を行ってこられたのかお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 村におきましては、合併協議の以前から財政健全化方策に基づく事務事業の見直しや使用料、手数料の改定、村有財産の売払い、特別職及び職員の給料カット、職員数削減など、様々な行財政改革に取り組んでまいりました。また、ご指摘のとおり基金残高もかなり回復しております。しかしながら、昨今の人口減少や急速な高齢化の進展、それに伴う路線バス事業の廃止といった対応すべき課題も多様化かつ複雑化しております。あわせて、この間情報通信技術が著しく発展するとともに、住民の価値観やライフスタイルなど、社会自体も大きく変化しております。このような財政状況の中、行政としては引き続き行財政改革にしっかりと取り組むとともに、将来にわたり持続的かつ安定的に住民サービスを提供していくことができるよう村の将来の在り方についてしっかりと検討していくことが必要と認識しております。そのため、村としましては、議会議員をはじめ、村民の皆様と村が直面する課題も共有させていただき、ご意見等も十分にお聞きしながら村の将来の在り方について議論してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 これまで2度合併協議が行われてきたわけですが、いずれももはや20年ほど前の出来事でありまして、私どもをはじめ、詳細をご存じない方というのも多かろうと思われれます。また、その合併協議がなぜ破断に至ったのか、その理由というのも結構いまだに村民さんの間で様々なご意見が飛び交うというのも、実際そういうふうな現状もありますので、今回改めてご確認させていただいた次第であります。

平成の大合併から20年が経過し、合併の評価も定まりつつあるように思います。我々としみしても、日本各地の事例を参考に本村の行く末を考えていかねばならないというふうに改めて強く思いました。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、3番目の質問、街灯の電気代はなぜ地区負担なのか、これについ

てご質問させていただきます。

今回この質問をさせていただくのも、村民の方から本当に素朴な疑問といたしまして、なぜ街灯は地区の負担なのかというご質問をいただきました。これまでも当たり前のように負担してきた街灯の電気代ですけれども、確かにこの街灯の便益に預かるというのは、地区住民だけではなく観光客の方々や道路利用者といった方々も利用しているにもかかわらず、なぜ地区が負担することになっているのか。調べてみると、ほかの自治体では自治体自身が負担しているというケースもあるようです。

そこで、まずは街灯の電気代を地区が負担することになっている理由をお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 田村議員の3問目のご質問についてご答弁申し上げます。

街灯には、道路照明設置基準で決められている街路灯とその設置基準を満たさない場所に設置されている防犯灯があります。地区で設置されているものは防犯灯であり、防犯灯には夜間における住民の安全及び犯罪被害を未然に防止するために地区住民の要望により地区で設置されたものであり、その電気代は地区自治会が払っております。

なお、地区協力費、防犯灯設置費等、道路補修清掃費及び年末夜警代金に対する補助として、1地区17万4,000円及び1世帯当たり750円の地区補助金を交付しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

街灯には、大きく分けて街路灯と防犯灯があると。その2つがあって、そのうち防犯灯というのが地区住民の要望により設置されていると。それゆえに電気代も地区が負担しているというふうに理解いたしました。

ただ、主として地区住民の方々以外の方が利用する道路沿いに地区が負担して街灯を設置するっていう、それはなかなか難しいかなとも思うんです。そういった場合、地区の住民の方があまり利用しない、主に地区住民の方以外が利用する、そういった場所に関しては村が設置すべきではないかというふうに思いますが、村がそういった防犯灯等を設置するっていうことは可能なのでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 繰り返しになりますが、村が設置する街灯につきましては道路照明

設置基準に従って設置の判断を行う街路灯のみであり、それ以外の街灯につきましては設置義務がないため、考えておりません。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 僕のほうも繰り返しになるんですけれども、お聞きしているのは村が防犯灯を設置することは可能かどうかをお聞きしているのであって、設置しているかどうかをお聞きしているのではありません。村が防犯灯を設置することは可能かどうか、その点をお伺いしております。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 道路照明灯の街灯につきましては当然村が設置すると記載をしておりますし、村として設置することができます。防犯灯につきましても基準が合えば設置することはできますが、現状では村としては設置しておりません。地区でしていただいているという状況でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 分かりました。じゃあ、ちょっと要望が長くなってしまうかもしれませんが、様々要望させていただきますね。

今回ここからお聞きしたかったのは、ここで念頭にありましたのは中学校の裏の村道のところでして、あそこはもう防犯灯がなく、中学生のお子さんらが特に冬場になると真っ暗な中で通わねばならないと。これについて僕も住民さんの方から、あそこになぜ街灯がないのか、街灯を設置していただきたいというふうに要望をいただいたこともありまして、そこになぜ設置されていないのかということ、1つは、あの村道をあまり地区の住民の方々は利用されない。地区の住民の方々が利用されないから、それをその地区の負担で設置するという話にはなかなかならなかったのかなと。それで、現状に至ってもずっと防犯灯がないまま来ているのかなと。であれば、それを設置するのはやはりそれは村じゃないかということで、今回ご質問させていただきました。

すみません、私のほうで質問の仕方についてちょっと誤解がありましたので予定どおり行きませんでしたけれども、何とかやはり設置する義務があるかどうかとかよりは、設置する必要がある箇所にはやはり村として設置していただきたいと。教育委員会及び村長、その点よろしく願いいたしたいと思います。

以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部幸令。議長通告に従い4問質問させていただきます。

まず、1問目、コミュニティバスの運営状況はについて質問させていただきます。

令和5年12月20日に金剛バスの営業が終了し、21日から金剛バスに代わり、村内を南海バスと村バスが運行しています。皆様の多大なるご尽力で新公共交通システムが開始されました。

そこで、運行から約2か月が経過しましたが、新公共交通システムになってからの住民の意見や運行状況について伺います。ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、コミュニティバスの運営状況はについてご答弁いたします。

令和5年12月21日から令和6年1月20日の間の千早線の千早赤阪村立中学校前から富田林駅間の利用者数は、南海バスの12便と村バスの補完運行7便を合わせまして9,998人、1日平均は323人となっております。

また、村が12便運行しております千早赤阪村立中学校前から金剛登山口の利用者数は984人、1日平均32人となっております。

利用者からのご意見としましては、中学校前バス停で乗り継がなければならない、便数が減った、そして村バスの運行ミスに関します苦情などのほか、代替交通が運行され、陸の孤島にならなくてよかった、そして富田林発の最終便がコロナ禍以前と同じ時刻に戻ってよかったとの声をお聞きしております。そのほか4市町村の地域公共交通活性化協議会の中では、4市町村のコミバスエリアに住んでおらずにその恩恵を受けていないため、多額の税金が投入されていることに疑問を感じるとのご意見も寄せられているような状況でございます。

以上、ご答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

現状は今のご答弁どおり理解できたんですが、4市町村協議会での意見や今後のことを考えると、村独自でコミュニティバスを維持していくことは正直厳しいと思われます。

また、先ほどのご答弁の中にもありましたが、バスを使用していない住民からは不平不満の声を私自身も頂くことも若干あります。また、廃線になった地区で住まれている方は、やはり復活してほしいという声も聞いております。

そこで、バス路線の維持は、本村だけでなく日本全国の課題になっている中、大阪府では、吉村知事が万博後に自動運転のバスをこの南河内地域に活用する提案がありましたが、ただ本村の道路状況を考えると、なかなか自動運転をそのまま持ってくるのは難しいかなと考えております。特に昨日万博会場で自動運転の実証実験が行われましたが、あのニュースを見ていても、あれをそのままこの村の道路、やはり村の道路は狭いですし、またカーブも多いところで、なかなか難しいなというのが正直な感想であります。

そこで、今後本村はどのように公共交通システムに取り組んでいくのか、今検討していることなども含めてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 ご指摘のとおり、金剛自動車が行っていたときとの比較では、水越峠や楠公誕生地域の路線がなくなったほか、便数も減っているにもかかわらず、運行経費だけで年間約9,000万円弱の費用が必要となるなど、本村の財政を大きく逼迫している状況にあります。

また、バスがあっても停留所まで行くことが困難な方がおられるなど、村特有の事情もあり、これらの課題につきましては早急に議論を行っていく必要があると認識しているところでございます。

具体的には、オンデマンドの乗合バスや現在国で議論されているライドシェアの導入など、地域公共交通担当課だけではなく福祉担当部局などとも連携しながら、将来にわたって持続可能な地域公共交通システムの確立に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

今いろいろと提案されてるライドシェアなんかもそうなんですけども、例えばなんですけど、奈良県宇陀市があの手この手でいろいろな自動運転の実証実験をしたり、オンデマンドバスの運行もされてということで、例えば宇陀市ではワンボックスカーのかぎろひバスというのが運行されているので、参考になるのではないかと考えております。議会としても、できれば先月2月に宇陀市のほうに視察に行く事を相談してたんですけども、少し宇陀市側との日程調整ができず、残念ながら行くことができませんでした。ただ、次の機会を考えておりまして、また日を改めて視察に行くことを今議員としても相談しているところです。本村に適した地域公共交通の確立に向け、今後とも議会と理事者側双方で議論を重ねていくことを要望しておきます。地域公共交通対策特別委員会委員長としても、皆様

のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 それでは、2問目、公共施設の在り方について伺います。

令和2年6月から9月末まで、小吹台連絡所の開所日の縮小実験が行われました。地域住民からは、連絡所やいきいきサロンやまゆり等の公共施設の今後を心配する声が聞かれています。今年になって1月1日の能登半島地震の発生や今後南海トラフ大地震が起きる可能性も高まっていることから、小吹台をはじめとする老朽化が進んでいる公共施設を今後どのような対策を進めていくのかお伺いします。

○千福議長 答弁者、赤阪部長。

○赤阪総務部長 公共施設の在り方についてご答弁いたします。

ご指摘のとおり小吹台連絡所、いきいきサロンやまゆりをはじめ、村の多くの公共施設において老朽化が進んでおります。これらの施設については、千早赤阪村公共施設等総合管理計画に基づき、施設別耐用年数などにより整備を進めていく必要がありますが、更新には多額の費用が必要であり、急速な少子・高齢化の進展や社会保障関連経費の増加、金剛山ロープウェイ施設の撤去工事、金剛自動車の路線バス事業廃止に伴う代替交通の確保など、村の財政は非常に厳しい状況にあります。今後それぞれの施設の機能を保持しつつ、施設の複合化やPFI手法の導入など、総合的に検討を進めていく必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

予算書を配付していただいてから、予算書を見ているとやはり村の財政面、特に村税の減少、さらにロープウェイの撤去も4億円ぐらいのお金がかかるということが改めて分かりましたので、確かに村の財政を考えると公共施設をこれからどうするのかというのはなかなか難しいかと思われませんが、ただ去年の連絡所の開所日の縮小実験のアンケートにも、連絡所を閉鎖するのであれば庁舎やくすのきホール等への移動手段を整えてほしいとありますし、このことは小吹台の住民が一番熱望していることと思われれます。

1問目で質疑させていただきましたが、以前から指摘しているようにこの村は特に高齢化がますます増えることを考えると、やはり移動手段が必要不可欠だと思います。

また、公共施設は災害時の避難場所になることから、村民の生命に関わってくると思わ

れます。今後、千早赤阪村公共施設等総合管理計画に基づき適正な検討を進めるのであれば、これらのことも踏まえつつ、しっかりと対策を考えていただくことを要望しておきます。よろしくお願いします。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、組織改革の評価について伺います。

令和4年9月に村長の意向により組織改革が行われ、廃止になっていた部長制度が施行されました。組織改革が行われてから約1年半が経過しましたが、村長自身のお考えや評価を伺います。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 組織改革の評価についてご答弁を申し上げます。

令和4年10月から実施しました組織機構の改編につきましては、過去に人件費抑制の観点から廃止をされました部長制度を復活させ、部ごとのマネジメントを徹底強化することを目的として導入したものでありますが、一定程度の効果は得られているのではないかと私個人的には考えております。ただ、組織機構というのはこれが最上っていうものではなく、状況に応じて適宜見直しをかけていく必要があることから、引き続きこうした点に留意しながら村政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

本当に今の村長の答弁のあったとおり、難しい時代になったというのを私自身もすごい感じておりまして、私自身も約10年前までは書店の店長級を、さらに議員になる直前までは農園の部長級の役職をしておりましたが、本当にマネジメントが難しい時代になったと実感しています。特に2019年5月、改正労働施策総合推進法——通称パワハラ防止法——こちらが成立されてからは、管理職の方々は本当に言葉選びで苦労しているのが現状だと思われます。相手を思って指導しても、受け取る側がパワハラと感じたりすればパワハラ認定されてしまいます。ただ、昨今はパワハラが濫用され過ぎているようにも感じ、言った者勝ちになっているのも問題かと思われます。ただ、これを防ぐためにも日頃からの報・連・相、報告、連絡、相談のコミュニケーションで良好な人間関係を築くことが何よりも重要だと思います。

一般企業ではマネジメントサイクルが導入されており、生産性の向上だけでなく従業員

のモチベーションアップにもつなげられ、結果として人材流出リスクの低下にもつながっています。企業と役場を単純に比較することはできないかもしれませんが、いい人材がそろえば住民サービスの向上にもなると思いますので、様々な方法で人材育成に取り組んでいただくことを村長を先頭として頑張っていただくようお願いしておきます。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 それでは、4問目、行政のデジタル化について質問をさせていただきます。

国では令和3年9月にデジタル庁が創設され、マイナンバーカードの普及とともに社会全体でデジタル化が急速に進んでいます。本村でも昨年の12月1日より住民票などのオンライン申請が可能となるなど、行政のデジタル化を進めていますが、これをさらに進めていくためには、今スマートフォンは欠かすことができないツールであります。

本村では、高齢者を対象に「押忍！スマホ道場」を開催し、デジタルディバイド対策に取り組んでいるようですが、まだスマートフォンを持っていない高齢者がいるのも現状です。この点について、村として今後どのような対策を考えているのか伺います。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 行政のデジタル化についてご答弁申し上げます。

服部議員のご指摘のとおり、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方々も一定数おられる中で、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を進めていくためには、これを解決するための対策が必要であると認識しております。そこで、現在、地域活性化起業人制度を活用して、行政のデジタル化の推進を目的として人材派遣をしていただいているJCOM株式会社に、例えば村独自の高齢者向けの低価格なプランの提供や端末代の負担軽減などを働きかけて、スマートフォンを持ちやすくするなどの環境整備について今現在議論を進めておるところでございます。いろんな協議をさせていただいておりますので、もう少し時間はかかると思いますが、一応そういう働きかけ、仕組みづくりをしておりますので、以上ご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

今は時代の過渡期だと思っております。スマホやタブレットに慣れ親しんだ世代、また幼少期から携帯端末が当たり前になっている俗に言うZ世代、この方たちがあと20年後、30年後と成長してくれば、社会全体がスマホもしくはそれに代わるような新しい携帯端末、それらを使ったデジタル化がさらに進むかと思われます。ただ、現状ではスマー

トフォンの普及率がまだまだ上がっておらず、質問と答弁にもありますとおり、高齢者を取り残さないためにも、何よりも費用面での負担がネックになると思われます。

JCOM株式会社さんと協議を進めているとの答弁でしたが、ぜひ高齢者の皆さんがスマートフォンを持ちやすく、また使いやすくなる環境を整備していただくよう村長が先頭に立って事業者と交渉し、実現していただくことを要望しておきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○千福議長 ここで休憩といたしたいと思います。

13時55分から再開しますので、よろしくお願いします。

午後1時50分 休憩

午後1時55分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

第3番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党、井上浩一でございます。

議長通告に基づきまして、一応5問まで質問させていただく予定にしております。

1問目の質問を行います。

近年、学校施設の老朽化に起因する事故が日本全国各所で発生をしております。今後重大な事故につながるおそれも考えられます。また、能登半島地震では多くの学校施設を含めまして避難所となったことから、学校施設の老朽化対策は早期に解決しなければならない重要な課題と考えます。

そこで、法に基づく点検の状況や今後の修繕や外壁落下対策などの改修、老朽化対策の計画についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 学校施設の老朽化対策についてご答弁申し上げます。

村立学校の校舎や体育館におきましては、建築基準法第12条に定められている特定建築物定期調査により3年に1度の報告が義務づけられており、本村の学校施設においても同調査を定期的の実施しております。

今後の修繕や外壁落下対策などの改修、老朽化対策の計画につきましては、学校の教職員及び役場教育課職員の日常の目視点検や特定建築物定期調査で報告されました要修繕箇所の対策を進めるとともに、千早赤阪村公共施設等総合管理計画及び千早赤阪村学校施設長寿命化計画に基づき、村の財政状況を勘案しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

国が進める国土強靱化の計画に基づき、千早赤阪村公共施設等総合管理計画及び千早赤阪村学校施設長寿命化計画に基づき対応されているということでございますが、現在の学校施設の老朽化の状態であるとかは調査を実際されているのでしょうか。また、具体的にいつ改修を施す予定になっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 令和元年度に策定いたしました千早赤阪村学校施設長寿命化計画での調査では、小学校2校、中学校1校の校舎、体育館につきまして、屋根や屋上についてはおおむね良好であるとの結果で、外装については部分的に劣化があるものの、安全及び機能上は問題ないとの結果となっております。しかしながら、建築から50年以上経過している校舎等が多くある一方で、改修には多額の費用が見込まれるため、学校施設のみならず、村の公共施設全般において優先順位を定めて計画的に改修に取り組む必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

村立学校は避難所に指定されていることもあり、防災機能の強化はできる限り早期に対応すべき課題だと考えております。

今回の地震でも、国土強靱化計画により耐震改修された学校施設等が倒壊を免れ、石川やその地域の重要施設となっております。この事実をぜひ教訓にし、バックアップ電源の整備やトイレの洋式化等の整備は考えてないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 学校施設の防災機能の強化につきましては、学校施設の改修計画と併せて検討する必要があると考えております。一方で、避難所に指定されている施設につきましては、災害時の停電や断水等に備え、ポータブル発電機や簡易トイレなどを備蓄しているところであり、避難所として必要な資機材につきましては、引き続き内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望としまして、学校施設の点検におきましては、お聞きしたところでは、現状では技術職を伴っての点検等には至っていないとお聞きしております。全国的に事故が増えている現状を考えていただき、日常の点検は非常に重要と考えておりますので、まさか不測の事態が起こる前にできることを少しでも実施していただきたいと思います。

学校施設の維持修繕費については普通交付税の基準財政需要額として算入をされておりますが、機械的に試算した市区町村当たりの地方財政措置額と市区町村における実績平均額との間に大きな乖離があるという結果が出ていますが、村としても検証してはいかがでしょうか。

避難所に指定されている施設の整備についても、現状ではとても満足いくレベルには程遠いのが現状だと考えております。体育館への空調設置やトイレの洋式化、バリアフリー化等、課題は多いです。限られた予算の中での判断は難しいと考えますが、頻発する自然災害を思い、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 2問目としまして、防犯カメラ設置助成をということで質問いたします。

防犯カメラは様々なところで利用され、有効性は皆さん周知されているところでございますが、プライバシー保護の問題等、難しい課題も多いのが実情です。

近隣の自治体では、以前より行政が後押しをして地域に防犯カメラの設置が進んでいる状況もございます。村では主要な道路施設、また交差点のみ、特殊な事案のみに対応するカメラが設置をされていますが、とても全然目立ってない状況で、日頃の活用自身も疑問と考えます。地域から防犯カメラを取り付けてほしいとの要望も多いと聞いております。行政としてどのように考えるか、お考えを伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 防犯カメラの設置助成につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、防犯カメラは犯罪の抑止効果や事件発生時の早期解決など、その効果は高いものと認識しておりますが、一方では個人のプライバシーを侵害しないようにすることが必要であり、設置箇所につきましては慎重に判断しなければなりません。

防犯カメラにつきましては、大阪府富田林警察署との協議により設置及び運用を行っており、記録画像につきましては捜査関係事項照会書により提供しております。

また、防犯カメラや告知看板の取付けにつきましては、電力会社等の共架基準に基づき設置しているところです。現時点におきまして地域からの要望はございませんが、犯罪の発生状況等を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

地域からの要望はないということですが、住民要望は全国的にも多いのが現状でございます。また、一部地域でも要望があったことは聞いておりますので、現在村で設置しているカメラもありますが、設置表示については、見る限り申し訳程度にしかされていないと考えます。もう少しカメラがここにありますよとか、他所では黄色い大きい看板を見かけたりしますんで、そういうことを対策していただいて、防犯対策としてもまた視認効果が上がりよい方向に働くと考えるのですが、行政としてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 繰り返しになりますが、電柱への防犯カメラの告知看板につきましては、電力会社等の共架基準に基づきまして40センチ掛ける20センチ以下と大きさが決まっており、それ以上のものについては設置することができません。それ以上の大きさになりますと個人の敷地や宅地のフェンスなどに設置する必要があることから、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございます。

今のお答えでは設置する意向はないということやったんですけど、その効果自身は、両方のご意見があると伺っております。私が今訴えたように視認効果が上がり、よい方向に向くという考えと、あと逆に、ここにカメラがついてるんでっていう、ちょっと押さえとこうかみたいな、そういう形で捉える方もあり、逆方向に効果が出るんじゃないかっていう考えもございますけど、そういう両方の力が働くっていうのは十分分かるんですが、やはりやってみないと分からないという部分もあると思いますし、私自身も防犯カメラについてはいろんなところからご要望も聞いておりますので、村としましてやはり防犯カメラを設置をしていけるような方向に動いていただければありがたいと考えるんですが。例え

ば地区からのご要望が1件なりとも上がっておれば、そういう設置の条例等を考えたり助成を考えたりっていうお考えはないのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 防犯カメラの設置につきましては、1問目のご答弁でも申し上げましたとおり犯罪の発生状況等を踏まえながら、必要な場合につきましては設置について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

少しは考えていただけるようなお答えをいただきましたんで、ありがたいと思います。

近隣市町でも実際にいろんな形で防犯カメラの助成やら電気代の助成やら、また補修に関しての助成やらも行われておりますので、ぜひ参考にさせていただいてぜひ実現していただきたいと要望します。

以上です。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目の質問につきまして発表します。

アピアランスケアの支援をとということで質問させていただきます。

2017年に国会審議で取り上げられ、少しずつ広がりを見せていますアピアランスケアについて理解を進め、支援をお願いしたいと思います。

アピアランスケアとは、医学的、西洋的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと表現されています。抗がん剤治療等による脱毛や皮膚の傷、手術による乳房切除等、治療による外見の変化で心理的苦痛に悩まされている方も多いようです。そこで、患者の負担を少しでも和らげるためにウィッグや乳房補正具の購入助成を村でも行ってほしいと考えるのですが、村の考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 アピアランスケアの支援をについてご答弁いたします。

がん医療の進歩により、医療を継続しながら社会生活を送るがん疾患が増加しております。がん治療の中で、抗がん剤の副作用による脱毛や乳がんの治療に伴う形状の変化等は、患者の心理的負担が大きいものとなっております。ウィッグや補正具は患者の外見の悩みや苦痛を和らげ、社会生活と療養生活を両立するための一助となっておりますが、高

額なものもあり、経済的な負担は大きいと認識しております。村としては、他自治体の状況も踏まえ、購入費助成の実施に向け検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に変えさせていただきます。

アピアランスケアについては、2017年頃から我が党の国会議員が地方議員の意見を取り入れ、取り組んできた経緯がございます。その後、国への働きかけを行いながら、地方議員のネットワーク力を生かし、粘り強く働きかけてきた結果、近年では全国的に広がりを見せ、大阪府内の市町でも購入費用の助成を行っているところが増えています。近隣では、富田林市や河内長野市が助成を行っております。

現在では病気の治癒率も上がり、社会復帰を果たす方も多いこの昨今の状況でございます。病後の生活の質向上等、病気で苦しむ方々に少しでもご負担が軽減できるように寄り添っていただければと考えます。このような状況を踏まえて、村においてもぜひ実現をしていただきたいと要望いたします。

以上です。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 4問目の質問をいたします。

森林整備事業について質問いたします。

森林環境税は、令和6年度から1人年額1,000円が課税され、その税収の全額が国によって森林環境譲与税として都道府県また市町村に譲与されていますが、実際には令和元年度から前倒しで譲与されております。私たちの村でも実際に使われ、事業がされております。

災害に強い森林づくりを進めるためには、森林環境譲与税を活用した森林整備が大変必要であることを令和3年3月議会の一般質問やその後の委員会でも要望をさせていただいているところでございます。国では、森林の経営や管理の確保を図る森林経営管理制度が創設されていますが、森林環境譲与税を活用した村の森林整備の取組状況や令和6年度からの森林経営管理制度事業をどのように進めていかれるのか、予定を伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 森林整備事業につきましてご答弁いたします。

森林環境譲与税を活用し、間伐搬出促進や条件不利森林間伐事業などにより森林整備を進めております。令和５年度には、今後森林経営管理制度を進めていく上で、森林整備の優先度の指標とするための森林評価図を作成しました。令和６年度からは、同評価図を基に、施業履歴がなく森林整備が行き届いていない森林の所有者情報の整理を行った後、森林所有者に対して所有する森林を今後どのように経営管理したいのか、意向確認や境界確認などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

森林所有者の確定、また境界確認により所有者が村に経営管理を委託したいと回答があった場合、林業経営に適さない森林は村が自ら森林の管理を実施することになっております。村が直営で管理することは現実的には不可能であると思われることから、森林環境譲与税を活用し、林業経営者に森林整備を発注することになると思います。財源は森林環境譲与税を活用されると思いますが、村に配分される森林環境譲与税の範囲内で実際実施することができるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 令和６年度は森林環境譲与税基金から約２，１００万円を取り崩し、森林経営管理制度事業や間伐搬出利用促進事業、条件不利森林間伐事業などを行うこととしております。その結果、森林環境譲与税基金残高は約４２１万円になりますが、森林経営管理制度事業が進み、村管理の林業経営に向かない森林が増えれば、基金が底をつくことになります。事業実施につきましては、令和５年度に作成しました森林評価図を基に、災害の発生のおそれがある森林など優先度が高い森林を抽出しまして、基金の範囲内で計画的に整備を進めるとともに、進捗に合わせまして条件不利森林間伐事業の検証も行ってまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

事業実施につきましては災害の発生が高い森林などを優先して行うとのことですが、村が森林整備を行ってもまた数十年経過すれば間伐などの整備が必要となり、同じ

ことを繰り返すのでしょうか。その辺ご答弁をお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 村管理の林業経営に向かない森林については、人工林の針葉樹を伐採して小面積にし、広葉樹を植樹することで人工林から天然林へ転嫁し、将来的に手間のかからない防災機能の高い森林となるように整備を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

森林を守り、育てていくのには、遠大な月日と努力が必要だと思います。現状は、経済的な理由から放置された森林が数多くございます。災害を誘発するような存在にもなっています。近年では、環境に対する世界的問題が多発し、喫緊の課題となっております。原因のほとんどは、欲望達成のため営んできた我々人間の活動の結果だと感じます。結果的には、税金を投入して維持管理を行わなければいけない状況になっているのが現状です。このような状況はでき得る限り早急に改善することが望ましいのですが、現実には難しいと思います。次の世代へ少しでも良い状況を残していけるように真摯に努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 地域の自治会の対応を質問したいと思います。

村で各地域に地区長さんがおられ、地域の活動は地区が中心となって運営がされているのが現状だと思います。しかし、住民の中には地域住民に対し、遠慮等もあって、様々な諸問題に対し、声を上げにくくなっているケースもございます。ほかの市では、自治会の諸問題に対し、寄り添う部署も現実には存在します。状況を考えて、村として対応をどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 地域の自治会への対応についてご答弁いたします。

地区自治会は、良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な協働活動を行うことを目的とし、自主的に組織、運営されています。地域において生じる身近な課題について自らの手で解決するという自発的な意識で取り組んでいただく場でもあることから、地区自治会内で話し合いをしていただくことが望ましいと考えています。

現在、村に相談等があれば、必要に応じて心配事相談や無料法律相談につなぐといった対応をしておりますが、今後問題が複雑多様化することから、村としてどのような形で相談者に寄り添っていけるか地区長、自治会長とともに考えていく必要があるのではないかと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に切り替えさせていただきます。

地域の状況は日々変化をしております。住民さんの声は、常に耳を傾けていないと聞こえてこないと感じます。既に問題は複雑で多様化しております。声を受けて対応していかなければならない、行政は常に変化に機敏に対応していかなければならない使命がございます。安心して暮らせる村にするために即時の行動をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○千福議長 第4番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会派、藤浦です。議長通告に基づき、1問質問させていただきます。

村の災害対応について聞きます。

令和6年1月1日、新年のゆっくりくつろいでいる中で、石川県の能登半島で最大震度7の能登半島地震が発生しました。地震による家屋倒壊や土砂災害、津波などにより人的、物的に甚大な被害が発生しました。これについて、村でも職員を応援派遣している状況です。今なお上水道が断水している地域があるなど、復旧には時間がかかるようで、輪島市の避難所運営業務のため、現地に派遣されている職員さんには大変ご苦勞をおかけしておりますが、被災地での支援活動にご尽力をいただくようお願いします。

こうした中で、村では東南海地震などに備え、耐震性が高く防災拠点となっている新庁舎や防災倉庫などを整備され、職員の震災時の初動訓練も実施されておりますが、役場まで出勤することができても、道路が寸断された場合の対応や避難所開設など、職員がどこまで対応できるのか不安に思っております。

昨年11月19日には、震災発生直後における自助、共助の促進などを目的とした総合的防災訓練を当村で実施されておりますが、各地域の自主防災組織はほとんど見学するだけの訓練に終始していたことが否めなかったのも事実と感じました。これは、自主防災組織は不慣れであるため、村職員などと一致協力した実のある訓練が必要とは思いますが、訓練をこれからも続ける意味でも村のお考えをお聞きします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 村の災害対応についてご答弁申し上げます。

南海トラフ地震が発生しますと、千早赤阪村の震度は5強から6弱と想定されております。村内各地で土砂崩れ等により道路が分断され、孤立する集落が出ると、また多くの被害が発生すると考えられます。震度5弱以上の震度が発生した場合は、職員が役場まで参集することになっていますが、大規模な災害があった場合は、職員の安否も含め、一定の人数がそろうまでには時間を要するため、そのような状況も想定した参集訓練も実施しております。本年1月1日に発生した能登半島地震におきましても、地元行政機関による対応がなされるまでには相当の日数を要しており、自助、共助による取組が重要であると改めて認識いたしたところでございます。

昨年11月に実施しました総合防災訓練は、震災発生直後における自助、共助の促進、行政及び各防災機関の連携による災害対応能力の向上を目的として、今回は自主防災組織は赤阪地区の皆様に参加していただき、あとの地区の方は見学をしていただいたということであります。まだまだ改善する点があると考えております。

また、それ以外に自主防災組織や地域住民及び村との合同練習も必要であると考えて、引き続き関係機関とも連絡を取りながら、村の防災力の向上に資する訓練となるよう内容の充実を今後も図ってまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

総合防災訓練には村の社会福祉協議会が参加されておりましたが、社会福祉協議会は地区福祉委員会や民生委員などの事務局でもあり、避難所開設や救援物資の受入れなど、村と社会福祉協議会が地域密着型の意味でも連携する必要があるのではないかと伺います。

また、総合防災訓練には災害時応援協定締結団体の第一航空、アカギヘリコプターを要請し、参加されたが、村から訓練参加費用などを支払っているのか、支払っているのならその金額は幾らかを伺います。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 藤浦議員がおっしゃるとおり、ふだんから地域住民に根差した活動を行っていただいております社会福祉協議会が災害発生時に果たすべき役割は、大変重要なものと認識しております。同協議会への訓練の参加については、先ほど答弁いたしました訓練

内容の充実、検討の中で今後反映していきたいと思っております。

また、総合防災訓練での先ほどおっしゃってましたヘリコプター要請に係る費用につきましては、金額のみですと第一航空株式会社が11万4,400円、アカギヘリコプター、これはつり上げて奥千早のグラウンドまで持って行っていただいた会社です、これは77万円でございました。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望に切り替えてお願いします。

今回の令和6年能登半島地震において被害に遭われた住民が、阪神・淡路大震災など多くの災害を知っているが、まさか自分のところだと嘆いておられたのが私自身印象に残っております。しかし、地震など予期せぬ災害を日常的に考えていたら疲れてしまい、緊張感を維持できない。むしろ過去の大震災を風化させないことが大事と私は考えております。こうした観点からも、村民の意識を高めるためにも地域住民が主体となった総合防災訓練を実施することを要望して終わります。

○千福議長 以上で一般質問は終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会といたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後2時32分 散会

令和6年第1回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和6年3月6日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 議案第9号の撤回の件について

追加議事日程

日程第 1 議案第23号 千早赤阪村介護保険条例の改正について

午後４時００分 開会

○千福議長 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は６名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

３月６日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 ３月６日に開催しました議会運営委員会において、上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

付議案件は議事日程、議案第９号の撤回についてです。

議事日程１を審議したのち追加議事日程第１「議案第２３号」のご審議いただきます。なお、議案第２３号については、委員会付託することに決しています。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、議案第９号の撤回についてを議題とします。

議案第９号の撤回について、理由の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第９号の撤回についてでございます。

令和６年３月５日に提出させていただきました議案第９号千早赤阪村介護保険条例の改正につきまして誤りがありましたので、本日付け、議案の撤回をさせていただきたく、議長に請求させていただきました。内容でございますが、介護保険料の算定料率を誤ったことによるものでございます。誠に申し訳ありません。お詫び申し上げます。

○千福議長 お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第９号の撤回についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第９号の撤回についてを許可することに決しました。

ここで暫時休憩します。

午後４時０５分 休憩

午前４時０８分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 追加日程第１、議案第２３号 千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議

題とします。

提案者の説明を求めます。南本村長。

○南本村長 議案第23号は、千早赤阪村介護保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、介護保険法第117条の規定に基づき、3年ごとの介護保険料の改定等を行うものでございます。今回の保険料につきましては、介護給付費及び介護予防費並びに地域支援事業費等の見込額を介護保険事業計画（第9期）により算出致しまして、令和6年度から令和8年度の3年間の基準額保険料を、現行の一人当たり年額52,680円を55,990円に改定するものでございます。また、介護保険法施行令等の改正によりこれに準じた改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第23号は、総務民生常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも皆さんお疲れさまでした。

午後4時10分 散会

令和6年第1回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和6年3月26日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 斎

総 務 部 長 赤 阪 秀 樹

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

7. 議事日程

日程第 1 議案第 4号 千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止について（委員長報告）

日程第 2 議案第 5号 千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第 6号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第 7号 千早赤阪村手数料条例の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第 8号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 6 議案第10号 千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する

る条例の改正について（委員長報告）

日程第 7 議案第 1 1 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）

日程第 8 議案第 1 2 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 4 号）（委員長報告）

日程第 9 議案第 1 3 号 令和 5 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）（委員長報告）

日程第 1 0 議案第 1 4 号 令和 5 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 1 5 号 令和 5 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）

日程第 1 2 議案第 1 6 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）（委員長報告）

日程第 1 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）

日程第 1 4 議案第 1 8 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）

日程第 1 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）

日程第 1 6 議案第 2 0 号 令和 6 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）

日程第 1 7 議案第 2 1 号 令和 6 年度千早赤阪村下水道事業会計予算（委員長報告）

日程第 1 8 議案第 2 3 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 1 9 議案第 2 4 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 5 号）

日程第 2 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

日程第 1 議案第 2 5 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 議案第 2 6 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 2 7 号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書について

日程第 4 議案第 28 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の  
強化を求める意見書について

午前１０時０２分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は６名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

３月１９日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る３月１９日に開催いたしました議会運営委員会において今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので、報告いたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、議案第２４号と議会運営委員会の閉会中の継続審査の件です。

議案第４号から議案第８号、議案第１０号から議案第２１号及び議案第２３号の１８議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に当初予算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

日程第２０号議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、議案第４号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてから日程第１８、議案第２８号千早赤阪村介護保険条例の改正についての１８件を一括議題とします。

各議案は、３月５日、３月６日の本会議において各常任委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る３月５日、３月６日の本会議において付託を受けました議案１１件の審査を行うため、３月１２日に南本村長ほか関係職員の出席を求め委員６名出席のもとに開催しました。

議案第４号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決をしました。採決の結果、議案第４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第５号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正についての審議の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第６号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第６号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第７号千早赤阪村手数料条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第７号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第８号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１１号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第１１号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１２号令和５年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１４号）総務民生常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第１２号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１３号令和５年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第５号）の審査結

果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第13号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第5号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第14号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号令和5年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号千早赤阪村介護保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第23号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る3月5日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、3月12日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催いたしました。

議案第10号千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の改正についての審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第10号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、討論に入り、採決をいたしました。採決の結果は、賛成4人、反対1人の賛成多数で議案第14号の文教建設常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第16号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、当初予算特別委員長より報告を求めます。

藤浦当初予算特別委員長。

○藤浦当初予算特別委員長 それでは、当初予算特別委員会報告をします。

去る3月5日の本会議において付託を受けました議案5件の審査を行うため、3月7日、3月8日、3月11日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、討論に入り、採決をしました。採決の結果は、賛成4人、反対1人の賛成多数で議案第17号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査の結果を報告しま

す。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第18号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第19号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第21号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第4号千早赤阪村土砂埋立て等の規制に関する条例廃止についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号千早赤阪村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の改正について  
に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 討論がないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について  
に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号千早赤阪村手数料条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 討論はないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号千早赤阪村特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○千福議長 討論ありますので、まずは反対討論する方は挙手願います。

原案に反対者の発言を許可します。

田村議員。

○田村議員 議案第12号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)に反対の立場から討論するものであります。

本補正予算案におきまして繰越明許費補正として農道整備設計業務として600万円が計上されております。しかし、さきの予算特別委員会でも申し上げましたように令和5年度予算におきましては農道整備工事として2,000万円の予算が計上されておりました。その際には2件の工事を予定しているということで、1件につき1,000万円規模の比較的小規模な拡張工事と理解し、我々賛成させていただきました。しかしながら、我々のあずかり知らぬところで農道整備工事は農道整備設計業務として構想設計だけで600万円もの費用を要する事業となっており、1,000万円どころか億単位の費用がかかりかねない見込みであります。そのような大事業への変更を我々に何の相談もなく行われたことは到底承服できるものではありませんし、明らかに議会を軽視するものであります。予算特別委員会でも申し上げましたが、本村の財政状況は決して潤沢とは言えません。大阪府の財政シミュレーションでは令和5年度から収支不足が発生し、令和18年度には財政調整基金が枯渇する見込みとなっております。そのような危機的財政状況において軽々しく億単位の事業を承認しては、将来、村民の皆様から一体議会は何をを考えていたのかと強い批判を受けることにならざるを得ません。議員の皆様にはその点をよくお考えいただき、賢明なご判断をいただきたく思います。

以上、反対討論とさせていただきます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 原案に賛成討論する方は挙手願います。

原案に賛成者の発言を許可します。

井上議員。

○井上議員 議案第12号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)について賛成の立場から討論いたします。

令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第14号)の内容につきましては、各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。歳出の主なものとして職員の退職に伴う退職手当や基金への積立て、戸籍情報システム改修委託料、地域生活支援事業としての基幹

相談支援センター等への委託料、また子ども医療費助成などといった住民生活に直結する増額のほか不用額による減額を行うことで使い切り予算を行わず経費の削減などにより翌年度以降に使えるお金として積極的に残していると考えます。また、繰越明許費補正追加として住基や戸籍情報のシステム改修委託業務、新型コロナワクチン接種事業といった国事業に関わる業務のほか農道整備設計業務では地権者や地区などと丁寧な調整、対応をしているとともに各種災害復旧工事においても地権者との調整や国庫補助の決定、地籍の現状変更許可などに時間を費やす必要があり、またくすのきホールキュービクル改修工事では社会情勢による資材不足といった各業務における繰越しを行う明確な理由が発生していることから繰越明許として予算計上されており、一定の評価をいたすものでございます。私といたしましても今後も引き続き事業の費用対効果で判断をし経費の削減をするとともに、住民ニーズを的確に把握し、住民目線で事業を行い、住民や地区等との調整につきましても、より丁寧な対応に努められることをお願いし、賛成討論といたします。

○千福議長 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時34分 再開

○千福議長 再開します。

ほかにありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第12号に対する採決をいたします。

賛否両論が出ていますので、起立によって採決をしたいと思います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成3名 反対2名)

○千福議長 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１４号令和５年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第５号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１５号令和５年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１６号令和５年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第５号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

田村議員。

○田村議員 議案第 17 号令和 6 年度一般会計予算に対する修正動議を提出いたします。

○千福議長 ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正動議を議題とします。

本案件に対しては、田村議員、藤浦議員の 2 名から修正の動議が提出されています。この動議は、1 人以上の賛成者がありますので、成立しております。したがって、これを本件と併せて議題とし、提案者の説明を求めます。

田村議員。

○田村議員 それでは、議案第 17 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正動議、上記の動議を発議いたします。

議案第 17 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び千早赤阪村議会会議規則第 17 条第 2 項の規定により別紙の修正案を添えて提出するものであります。

令和 6 年 3 月 26 日。千早赤阪村議会議長千福清英様。

発議者、千早赤阪村議会議員藤浦稔、同、田村陽。

議案第 17 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算に対する修正案。

議案第 17 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中、37 億 4,759 万円を 37 億 1,380 万 7,000 円に改める。

第 1 表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

詳細は配付させていただいた資料をご確認ください。

第 3 表、地方債の一部を次のように改める。

こちらにつきましても、詳細は配付させていただいた資料をご確認ください。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今回、私どもは次の 2 点、まず 1 つ、2 款、総務費、1 項、総務管理費、7 目、企画管理費、12 節、委託料、土地鑑定評価業務委託料 80 万円及び地籍整備推進調査委託料 1,284 万円並びに 5 款、農林水産業費、1 項、農業費、4 目、農地費、12 節、委託料、農道整備設計委託料 1,834 万 3,000 円、この 2 点について修正を求めるものであります。

まず、土地鑑定評価業務委託料及び地籍整備推進調査委託料は、第 3 期実施計画におき

まして地域活性化交流拠点整備検討事業に該当するものであります。当該事業は巨額の支出を要するものであるにもかかわらず現時点で総事業費、事業計画、事業見通しなどが不明なままであり、また用地選定の根拠についても乏しいと考えられることから、当該事業に関係する歳出歳入経費を削除する修正を行うものであります。

次に、農道整備設計委託料につきましては、桐山地区における農道整備工事について修正を行うものであります。修正理由といたしましては、当該地における今後の担い手確保が不透明な段階であること、また令和５年度の事業実施に関し議会軽視があったこと、地区間での公平性が保てないおそれがあることなどから当該事業に関係する歳出歳入経費を削除する修正を行うものであります。よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○千福議長 これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井上議員。

○井上議員 修正案を出されたんですけど、この案件につきまして修正案出された、提出されたことについて何か調査等行われたんでしょうか。できれば教えていただきたいと思っています。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 住民の方に聞き取り調査、何件か行わせていただきました。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 複数の何名かの住民さんに聞かれた、一応そういう形でよかったですかね。ほかに何か調査されたとか検討されたとかということはありませんか。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 今回の件に関しまして住民さんにお聞きした以外に調査というものは担当課に内容をお聞きした以外には特にしておりません。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○千福議長 ほかに質疑ありませんか。

服部議員。

○服部議員 昨年の１２月に私も一般質問で農道の質問をしたところで、そこで改めてこの農道整備事業が出てきたことについては私自身も驚いているところなんですけど、ただ、今回の農道整備事業に関しては桐山地区の住民さんが自分たちの土地を分割というか委託する形で裏の行政のほうではその住民さんの行為をありがたく受け取って農道整備をするという形らしいので、今回のこの農道整備は住民の要望であり、また要望書も提出されて

いるということで、田村議員はこのあたりどのようにお考えかお聞かせ願えますか。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 住民の方からの要望があったということは私も随分以前から、それこそ数年前からお聞きしております。そして、桐山地区の皆さんにとってこの農道建設、強く思いを持っておられることも理解しております。ただ、当初1,000万円であった予算が住民さんからの要望というだけで1億円、10倍にまで金額が増額されていると。これはほかの地区の方からいたしますと、でしたらうちの地区にもそういうふうな要望をかなえてもらえるのじゃないのか、かなえてもらえないと、それは不公平じゃないのかというふうに見えると思うんですね。そういう点から私たちといたしましてもこの議案に問題を感じているところでございます。

以上です。

○千福議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第17号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○千福議長 討論ありますので、まずは修正案に反対の議員から討論をお願いします。

反対討論をする議員は挙手願います。

井上議員。

○井上議員 議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計当初予算について修正案に反対、原案に賛成の立場から討論いたします。

令和6年度千早赤阪村一般会計当初予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。本村は第5次総合計画を村づくりのための基本方針として位置づけ各種施策を進めることとしております。また、国においては人口減少と将来展望を踏まえた上で地域の実情に合った地方創生のための総合戦略の取組を強力に推進しております。このような現状と社会情勢の中、本予算につきましては第5次総合計画を基本に村の自立促進と地方創生を目指し、各種福祉・保健施策の充実や生活環境の整備、教育環境の充実整備、また農林業の振興や地域公共交通の維持確保、地域振興の促進などについて国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少の経費で最大の効果を上げるべく予算計上されており、一定の評価をいたすものでございます。私といたしましても、今後も引き続き住民ニーズを的確に把握し、住民目

線で事業を行うのはもちろんのこと、重点的な施策を推進するとともに財政健全化に配慮し、安定した行財政運営に努められることをお願いし、修正案に反対、原案に賛成の討論といたします。

○千福議長 ほかにありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算について修正案に反対、意見をつけて原案に賛成の立場で討論を行います。

本予算は、歳入歳出それぞれ37億4,570万9,000円の予算です。物価高騰が住民の暮らしを脅かしています。地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とする村政が求められています。今年度も学校給食費は無償です。水道の基本料金も2か月ですが無料になりました。金剛バスは今年の12月20日で廃止になりましたが、村の努力もあり公共交通を確保することができました。タクシー券の改正も実施しました。中学校のトイレに生理用品も設置していただくことになりました。住宅取得等補助金で定住促進策を実施しています。村民のための施策実施は大変評価しています。しかし、それでも村の人口減は避けられません。人口増に転じるには思い切った村独自の子育て支援を充実することが大切ではないでしょうか。出産・子育て応援補助金200万円、40人分が予算化されていますが、出生数は令和5年度14名でした。200万円支出するつもりであるならば、おもつ支援も考えてほしいと思います。子どもたちが楽しみにしていたB&Gプールの一般開放はぜひ復活してください。子どもの医療費助成、高槻市では府内で初めて18歳までの医療費を無料にすることを考えておられるようです。ほかに先駆けて千早で実施してはいかがでしょうか。抜本的な人口増に踏み切るため子育て支援をさらに充実することを求め、修正案に反対、意見をつけて原案に賛成の討論とします。

○千福議長 ほかにありませんか。

服部議員。

○服部議員 議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計予算について修正案に反対し、原案に賛成の立場から討論いたします。

私自身としては、南本村長が今まで発言されていたこの村の10年後、20年後、さらには30年後の千早赤阪村の将来を考えた場合、地域活性化交流拠点整備検討事業は交流人口の増大、農道整備工事は耕作放棄地の有効活用や担い手不足の解消につながるため、未来への投資と捉えており、必要だと考えております。ただ、村長をはじめ理事側はその都度事業の進捗状況の詳細な説明を村民や議員に対して今後行っていただくように要望し、修正案に反対し、原案に賛成の立場で賛成討論といたします。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○千福議長 修正案に賛成者の発言を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、議案第17号令和6年度一般会計予算案修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほども申し上げましたが、今回我々は地域活性化交流拠点整備検討事業、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画管理費、12節、委託料、土地鑑定評価業務委託料80万円及び地籍整備推進調査委託料1,284万円並びに農道整備工事、5款、農林水産業費、1項、農業費、4目、農地費、12節、委託料、農道整備設計委託料1,834万3,000円について修正を求めるものであります。

まず、楠公誕生地周辺における地域活性化交流拠点整備検討事業について改めて修正理由をご説明いたします。

さきの予算委員会での質疑で当該事業に関し総事業費が不明であること、事業計画が不明であること、事業見通しが不明であること、費用対効果が不明であること、そして用地選定に根拠が乏しいことが明らかとなりました。第3期実施計画では令和7年度に5億円、令和8年度に1億円の支出が予定されておりますが、それだけの大事業であるにもかかわらず上述のような不明点が多く、通常では考えにくいほどずさんな進められ方をしていると云々を言わざるを得ません。本村周辺には和泉市、いずみ山愛の里、河内長野市、奥河内くろまろの郷、羽曳野市、しらとりの郷羽曳野、岸和田市、愛彩ランド、太子町、近つ飛鳥の里・太子、河南町、道の駅かなん、そして奈良側では道の駅かつらぎ、御所市、御所の郷などがひしめく道の駅大激戦区でございます。果たして今のような無計画といつてよい状態で、それが既存の道の駅と伍して競争していけるのでしょうか。私にはそんなに甘いものだとは思えません。また、今後5億円を超える支出が予定されておりますが、そこに加えてランニングコストが毎年発生いたします。何億円もかけて建設したにもかかわらず毎年赤字を垂れ流すようになれば、本村の財政に大きな影響をもたらします。そうなるとは住民サービスを削って補填に充てねばならなくなります。

次に、桐山地区の農道整備工事について修正理由を申し上げます。

今回、我々は農地利用の不透明性、事業実施に関し議会軽視があったこと、地区間での不公平性、計画変更の不透明性を理由として修正を求めるものであります。

まず、農地利用の不透明性についてですが、現在、地域計画がまだ完成しておらず、予定されている農道周辺農地の担い手が今後どの程度確保できるのか不透明な状況でありま

す。多額の予算を投じて農道を建設しても耕作放棄地ばかりになってしまっては元も子もありません。村長は農道を建設することで耕作放棄地化を抑止するとおっしゃいますが、道路脇にも耕作放棄地は数多く存在しますし、農道を建設すれば耕作放棄地化が止まるというほど簡単なものではありません。例えば農道建設を見込んだ上での意向調査を行うなどして周辺農地の担い手確保を目指すべきではないでしょうか。なぜ担い手確保が見通せない状態で事業を急がれるのか疑問でなりません。

また、令和5年度の事業実施に際し議会が軽んじられていたことも問題です。令和5年度予算には農道整備工事として2,000万円が計上されておりました。議会では1,000万円の工事を2か所行う予定と説明されておりましたが、こちらは議会に相談もなく設計費を移して600万円が使われておりました。設計に600万円も投じれば、工事費用が不足し、複数年度にまたがる事業となることは明らかなはずですが、単年度の事業として議会に説明していたにもかかわらず議会に一言も相談することなく複数年度にわたる事業実施に着手するというのは議会を欺く行為であると考えます。議会としてこのような変更にお墨つきを与えることは議会軽視にお墨つきを与えることであり、断じてあってはならないというふうに考えております。

また、地区間の不公平性、こちらも問題です。今回、桐山地区の要望に応じて予算計上されたとのことですが、担当課の説明では今後1億円ほど必要となるようです。ですが、先ほど申し上げたように当初では1か所1,000万円ほどの計画でありました。1億円は実に10倍の額です。地区の要望で1,000万円が1億円になるのであれば、他地区の要望にもそれぞれ1億円投じるのでなければ不公平と不満が出てくることでしょう。地区ごとの人口割で考えれば費用はさらに膨らむことになります。言うまでもなく本村にそんな財政的余裕はありません。むしろ今回桐山地区に1億円投じることで他地区の要望に応じる財政的余裕が失われる懸念まであるように思われます。なぜ桐山地区だけそのような特別扱いを受けるのかと他地区の方は疑問に思われるのではないのでしょうか。

最後に、計画変更の不透明性です。先述いたしましたように当初は1か所1,000万円ほどの計画でありました。先日、担当課より計画の概要について説明いただきましたが、そこで判明いたしましたのは用地が集中する分校跡地周辺のうち北側の半分ほどに農道はつくられない一方で農地の比較的少ない南河内フルーツロード方面への農道が計画延長の大半を占めているという事実でした。地区からの要望とのことですが、農業促進という意味では用地が多く傾斜も緩やかな分校跡地北側こそ重視すべきなのに、そちらに農道はつくらず、比較的農地の少ない南側への延伸が大半を占めているという計画には疑問を持たざるを得ません。聞くところによると、南側へ延伸した先には南本村長の後援会幹部

の方がお住まいとのこと。もしそれが事実なのであれば、1,000万円から1億円への計画変更の背景に村長の個人的な便宜供与があるのではないかと住民の方思われるのではないのでしょうか。そういった余計な疑惑を避ける意味でも今回の提案はご再考なさったほうがよろしいのではないかと思います。

さて、村の財政状況はお世辞にも潤沢とは言えません。令和6年度末には約5億円も基金が減少し、20億円を割り込む見込みです。ロープウェイ撤去工事では5億円ほどの支出が予定されておりますし、いきいきサロンやまゆりや小・中学校をはじめ老朽化した公共施設の再整備にも多額の資金が必要となります。明確な指針もなく億単位の投資を次々を行う用は本村のどこにもありません。村長選も近いことですし、このような大事業を行うのであれば、選挙前に駆け込み的に提案するのではなく、村民の皆さんに整備計画をきちんとお示しして疑念の払拭に努められるべきではないのでしょうか。それこそが民主主義のあるべき姿であると思います。

また、議員の皆様におかれましても村の将来をしっかりとお考えいただいて後世、一体議会は何をしていたのかとのご批判をのちのち受けることのないよう、賢明なご判断をいただきますことをお願いいたします。

以上、議案第17号令和6年度一般会計予算案修正案に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第17号の採決を行います。

まず、本案に対する田村議員、藤浦議員の2人から提出された修正案について起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成2名 反対3名)

○千福議長 起立少数でございます。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

(賛成3名 反対2名)

○千福議長 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論をこれにて終結します。

これより議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和6年度千早赤阪村下水道事業会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第19、議案第24号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第24号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)についてでございます。

本議案は、繰越明許費につきまして低所得者支援及び定額減税補足給付金事業などを翌年度に繰越しするものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第24号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第15号)についてご説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費でございます。庁舎周辺敷地境界測量業務につきましては、敷地隣接地権者・関係者との調整に時間を要したため翌年度に繰り越すものでございます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業及び高齢者世帯生活支援臨時給付金事業につきましては、事業費について令和5年度予算で全額措置するよう国からの指示がありまし

たが、国予算が繰越しとなったため翌年度に繰り越すものでございます。

既存防災倉庫撤去工事は、電気供給可能な電柱から引き込むための申請や工事に不測の日数を要し年度内に事業完了できない見込みとなったため翌年度に繰り越すものでございます。

災害復旧対策工事につきましては、奉建塔のり面復旧工事において雨天等の影響で当初の工程から遅れが生じ、年度内に完了できず工期を延長することとなったため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第24号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 災害復旧対策工事なんですけど、ちょっとお聞きしたら、奉建塔の部分で桜も一緒に伐採されたと聞いたんですけど、それはなぜ同時にされたんか教えていただければと思います。

○千福議長 菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 先生おっしゃるとおり奉建塔のり面のクビアカツヤカミキリの桜の木の伐採、もともとクビアカツヤカミキリのほうは当初予算で計上させておりましたけど、大雨によってのり面崩れたということで併せて工事のほうをさせてもらいました。工事につきましては同じ場所でありまして仮設の工事、田んぼから入る進入路、そういったものを一緒に使うことによりまして費用が両方とも収まるということで安くなるということで、予算計上している項目は別ですが、一緒に契約のほうは発注させてもらうたというような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。経費削減のためということですね。あとクビアカツヤカミキリの影響で桜が大分やられてるみたいなんですけども、対象となる桜の木は、もう全部終

了したということによろしいんですかね。

○千福議長 菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 現時点では一応クビアカツヤカミキリにやられている木というのは処理のほうは全部終わっていますが、何分またどこからか飛んできて、また増える可能性もありますけど、現時点では一応対応のほうはできているというような状況でございます。

以上でございます。

○井上議員 分かりました。ありがとうございました。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第24号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

11時30分より再開としますので、よろしくお願いします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に追加提案について議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長からの報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 先ほど開催いたしました議会運営委員会において追加の提出議案の審議方法を審査いたしましたので、報告いたします。

追加議事日程第1から第4までの4議案で本会議で審議することに決しています。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

それでは、新たに提出のあった追加議事日程について審議をいたします。

お諮りします。

村長から議案第25号令和6年度一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。議案第25号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第1、議案第25号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第25号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,236万7,000円を追加いたしまして予算総額37億5,815万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、定額減税対応基幹システム改修費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 議案第25号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,236万7,000円を追加いたしまして予算総額37億5,815万7,000円とするものでございます。

それではまず、10ページをご覧ください。

歳出でございますが、総務費の電子計算費は、定額減税対応基幹システムの改修に係る委託料の補正でございます。

民生費の介護保険費は、介護保険特別会計の財源更正に伴う介護保険特別会計繰出金の減額でございます。

衛生費の予防費は、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金の実施による補助金の増額

でございます。

消防費の災害対策費は、新規採用職員増による消耗品費及び被服費の増額でございます。

教育費の教育指導費は、外国人児童通学支援及びカウンセリング活動事業に係る報償費の増額でございます。

次に、８ページをご覧ください。

歳入でございます。

民生費国庫負担金及び民生費府負担金は、低所得者保険料軽減負担金の減額でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第２５号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第２５号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、健康増進法関連保健事業費ということでがん患者医療用ウィッグ等購入費助成金４０万円が計上されております。こちら、ご当人お聞きしにくいと思いますのでお聞きするんですけれども、これは公明党の井上議員が今月の初めに一般質問でこれに関連する質問をされておられたと思うんですけれども、それを受けて予算化されたということでしょうか。

○千福議長 池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 定例会の初日に一般質問、井上議員のほうからいただきまして、この助成制度につきましては他市町で実施されているということは村でも承知しておりました。改めて府内の状況も確認いたしましたところ、１９の市で実施されているというようなことがございました。それと、令和６年度に新たに８市実施予定、合計で２７の市町が実施するというような状況でありましたので、南河内のほうでも実施されてるところがありますので、村のがん患者の治療に苦しんでおられる方に対して、いち早く支援できるよう今回補正させていただいたというようなところでございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 これまで議会から様々要望させていただきましたが、なかなか通らないことが多いので、今回1か月弱の間で予算化されているので、非常に驚きまして、どういうことかなと思ってご質問させていただいてるんですけど、先ほど、ちょっと数は忘れてしまったんですけど、「市町」とおっしゃったと思うんですけど、説明のほうでは「市」とのみおっしゃっておられたと思うので、その町村、村はうちだけですから町ですね、町で実施しておられるところというのはどちらになるのでしょうか。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 町でございますが、熊取町、それと田尻町、それと岬町、この3町でございます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。府内でも3町で実施されておられるということですね。了解いたしました。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、私のほうからも。今、田村議員の質問と全く同じ質問になるかもしれないところなんですけども、それでは私のほうは村長にお聞きさせていただきます。がん患者に対する補正、助成すること、私、もう大賛成です。といいますのも、私も、私ごとなんですけども、妻をそれで亡くしております。ところが、今回のこの予算、当初予算にも計上されずに6月補正や9月補正だけでなく先ほどもありましたが1か月弱で急遽この時期に補正予算を計上するほど緊急性高い、前から分かってたような、先ほど池西部長からも発言あったんですけども、そこで計上するほど緊急性が高いんか、ほかに何か理由があったんか、その点、村長、聞かせてください。

○千福議長 稲山副村長。

○稲山副村長 村長にご質問ということでございますけれども、緊急性という点でございますけれども、まさに先ほど池西部長が答弁したとおり、井上議員からの一般質問を踏まえ、庁内で検討した結果、今回補正ということで上げさせていただいてるものでございます。

以上です。

○千福議長 藤浦議員。

○藤浦議員 村長ということでさせてもろうたんですけど、改めて村長にそしたらもう一回質問させてもらいますけど、この予算に関して先ほども言うたけど、先日の全員協議会で井上議員が予算計上のお礼をたしか言われてたと思うんですよ。これは公明党の井上議員の質問だから予算計上されたんか、ちょっと余談になりますけど、ちまたにはつい最近公明党の集会か、それとも支持母体の創価学会の集会か知りませんが、そこに村長が出席されて井上議員の要望は全てこれまで聞いております、どこまで本当かうそかちょっと分かりませんがね、そんなんも関係してるのかなと思ひまして、その点はどんなものですか。公明党の井上議員の質問だから全部要望は聞いている、予算計上された、その点、村長、よろしくお願いします。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 お答えします。

まず初めに、我々は特別職と議員の方々も選挙で選ばれた公人であります。ここは非常に神聖な場だと私は理解しております。思いつきとか人が言うてたとか事実確認をせずに大変恐縮ですけども藤浦議員もそういうことが疑問があれば私と2階と3階ですから、まず本議会に来る前にそういうことをまず尋ねに来ていただきたかったと、このように思います。今までも最終に一般質問されてますが、一般質問されて要望が出たことに関しては管内で、また担当部課でできるかできないか吟味して調査もし、いろいろやっておるところでございます。

今回の件に関しましても近隣の市町を調べて前回もこの補助を出している件に関しましては池西部長からも聞いておりました。私が一番申し上げたいのは、もう全て村長やったら何でもできる、村長が言うたら何でもする、そういうお考えはぜひやめていただきたいと思います。今回も一般質問で全て担当課で持ち帰り、そこで協議をして、私のほうに上がってきたことは事実です。これは井上議員がおっしゃったことを各課で担当課で吟味し調査し、私のところに上がってきた、副村長経由で、だから全て私がこのようにしなさいとか、こうしなさいとか、そういうことは一切ございませんので、誤解のないようにだけしといていただきたいと思います。

私がこの村長選に令和2年に出させていただいたときに一番に思ったのは利害関係をなくしたかったのが一番大きいことです。私はそれを常日頃から皆さんにもお伝えしておりますので、そういうことは一切ございません。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 村長だからというて全てができるものではないという、確かに私もそのとおりだと思っております。先ほど私の言うたこと、多分創価学会とか公明党のほうと事実確認もしてないで想像で言うようなことだったとは思いますが、話という流れもあると思うんです、質問の中で、だから私は聞いていることを発言させてもらうだけで、まあまあよろしい、これで結構なんですけども、できましたら平政会からのほうもいろいろ要望出しておりますので、これから平政会のほうも何でも聞いてもらえるようにひとつよろしく願いしときます。解決するかどうか知りませんが。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 平政会のほうでまた何か会議とか持たれることがありましたら、日程が合いましたら、私、ぜひ参加させていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○千福議長 ほかにありませんか。

井上議員。

○井上議員 いろいろご質問いただいてありがたいと思います。今、話題になってましたがん患者医療用ウィッグなんですけど、これ、仮定ですけど、承認いただいた場合、いつ頃から実施されるのでしょうか。スケジュール等教えていただければと思います。

○千福議長 池西部長。

○池西健康福祉部長 5月実施に向けて今要綱のほうつくらせていただいております。5月という時期が中途半端なところもありますので、5月に施行しまして4月に遡るというような形で考えております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。ぜひこういう形でほかのところもいろいろされますので、よろしくお願いいたします。

あと定額減税ということで国が一生懸命今やってるんですけど、お聞きしたところ、交付税8月頃とかというて聞いたんですけど、内容的にかなりややこしいことになってると思うんですけど、村民さんに対しての影響というのはどれぐらいから発生してどういう形でスケジュールで動いていくのか、簡単でいいんですけど、教えていただければと思います。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今、ご質問の定額減税の部分でございますけども、いわゆる6年度の税の通知を送らせていただきます。それに間に合うような形でというふうな形で今進めてお

ります。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。要は減税される部分についての内容を反映した通知ということでよろしいんですかね。

○千福議長 赤阪部長。

○赤阪総務部長 今、議員おっしゃられるとおりでございます。また、減税の部分でいわゆる住民税1万円、所得減税のほうで3万円と、合わせて4万円の減税でございますけども、税額にその4万円、税額を抜いていない、引き切れない場合、その場合は給付金として支給ということになりますので、そちらのほうは税が出た後というふうな形になりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○井上議員 分かりました。ありがとうございました。

○千福議長 ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第25号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

村長から議案第26号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。議案第26号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第2、令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第26号は、令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、介護保険料などの減額による予算科目の組替えを行うものでございます。

内容につきましては担当より説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 それでは、議案第26号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本議案は、本日ご議決いただきました村介護保険条例の改正内容と令和6年度村介護保険特別会計当初予算の整合性を図るため歳入予算科目の組替えを行うものでございます。

4ページをお開きください。

歳入です。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料は、保険料減額変更による514万6,000円の減です。

繰入金、一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減変更による47万7,000円の減です。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、保険料減額変更に伴う562万3,000円の増です。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第26号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第２６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

井上議員から議案第２７号地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第３として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。議案第２７号を日程に追加し、追加日程第３として議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第３、議案第２７号地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第２７号地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第１４条の規定により提出します。

令和６年３月２６日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書。

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために２０００年に制

定された。我が国では本法律に基づいて循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献し得るものである。実際に地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。このように地域のサーキュラーエコノミーを推進することは地域課題解決とともに地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

以上の観点から政府に対して地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために以下の事項についての特段の取組を求める。

1、地域経済の活性化を図るためプラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。

2、地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに自治体と住民、民間企業等の協働により地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

3、製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年3月26日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

井上議員から議案第28号若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。議案第28号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第4、議案第28号若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第28号若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月26日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提案者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽、千早赤阪村議会議員服部幸令、千早赤阪村議会議員徳丸初美、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用・依存や急性中毒が重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が２０１８年から２０２０年にかけて２．３倍に増加したという報告や精神科医療施設を受診する患者において市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が２０１２年から２０２０年にかけて約６倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの２０２０年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた１０代の患者の主な薬物において市販薬が全体の５６．４％を占めているとのことである。また、過去１年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は６０人に１人と、深刻な状況にあることも明らかになった。不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど現実逃避や精神的苦痛の緩和のために若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり心肺停止で死亡する事例も発生している。市販薬は違法薬物とは違い所持することが罪にはならないことから乱用が発見されにくいという現実があると同時にオーバードーズによる健康被害は違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために以下の特段の取組を求める。

１、現在、乱用等のおそれがある医薬品の６成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

２、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と併せて必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

３、乱用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に身分証による本人確認のほか繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

４、若者のオーバードーズには社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和６年３月２６日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

○千福議長 お諮りします。

議案第２８号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき本会議の会期日程等の議会を運営する運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申入れがありました。

お諮りします。

委員長からの申入れのとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申入れのとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には令和6年度当初予算案をはじめとする各議案につきまして22日間にわたりそれぞれ慎重にご審議を賜りありがとうございます。また、全ての議案においてご承認をいただきましたこと、改めて深くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

た。

さて、令和6年度は2025年の大阪関西万博のいよいよ1年前となります。村としても万博開催に向け、より一層の機運醸成が図られるよう、大阪府並びに府内市町村、国、他の自治体、民間事業者などと連携しながら盛り上げていきたいと議員の皆様方には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、ここで皆様にお伝えしたいことがございます。私は令和2年に村長に就任させていただいてから早いもので7月15日には任期満了となります。当初は私の知識不足や経験不足もありましたが、この4年間、一貫して行ってまいりましたのは持続可能な村づくりです。この村に住み続けることができるよう、さらには村民の皆様の命を守っていくことを第一の使命として懸命に取り組んでまいりました。

一端を申し上げますと、まず就任直前から発生した新型コロナウイルス、未曾有の出来事として皆様の記憶にも新しいと思いますが、誰もが経験したことのない対応を求められました。そのような中、どのように対応していくのかを職員が一丸となって協議し、知恵と工夫で熟考することができました。

次に、金剛山ロープウェイ事業の廃止、私個人としても思い出がたくさんあるロープウェイですが、今後も損失を重ねていくことを見逃すことはできません。将来に負の財産を残さないよう、苦渋の決断ですが廃止といたしました。

さらには金剛自動車株式会社の路線バスの事業廃止、正直この話を最初に耳にしたときには村民の生活はどうなるのかと眠れない日々を過ごしました。しかし、村民の皆様の生活、営み、全てを守るために代替交通を確保するという結論に至りました。

このように様々な喫緊の問題を課題として捉え、村民の皆様の安心で安全な生活を守ることを第一に全力でその対策に取り組んでまいりました。今後の村政運営におきましてもさらなる人口減少や少子・高齢化が進展する中、金剛山ロープウェイの撤去、新たな地域公共交通システムの構築、楠公誕生地周辺地域の活性化、公共施設の維持管理、教育環境の整備など解決すべき課題は山積しております。これからの課題解決に関してはいまだ道半ばであり、最後までその道筋をつけることが私が果たすべき役割だと考えております。そして、持続可能な村づくりに向けての取組をさらに推し進めることも必要です。そのためには、私は今年の村長選に出馬いたしますことを表明申し上げます。引き続き村政運営のかじ取り役を担わせていただき、5年先、10年先を見据えた協働と参画による自立した村、全ての村民が安全・安心して住み続けることができる千早赤阪村となるよう全力で取り組んでまいります。議員の皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和6年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後0時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 徳 丸 初 美

議 員 田 村 陽